

財産3分法ファンド

(不動産・債券・株式)

毎月分配型

追加型投信／内外／資産複合



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

野村信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2010年10月8日に関東財務局長に提出しており、2010年10月9日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	資産複合 (不動産投信、その他 資産(投資信託証券 (株式、債券))) 資産配分固定型	年12回 (毎月)	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	6兆1,951億円 (2010年8月末現在)

ファンドの目的

主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

●●● ファンドの特色 ●●●

1 投資信託証券への投資を通じて、 3つの異なる資産（不動産、債券および株式）に分散投資します。

- 「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- 当ファンドは、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて投資を行なうファンド・オブ・ファンズです。

2 原則として、各資産の基本組入比率は 不動産等25%、債券50%、株式25%とします。

- 各資産の組入比率の合計は、原則として高位を維持します。
- ※各投資信託証券への投資比率については、基本組入比率をベースに各投資信託証券の利回り、収益性、流動性および設定・解約状況等を勘案して「不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%」の範囲で決定します。

3 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- インカム収益等を原資として、毎月の安定的な分配をめざします。
- 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
- ※毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として安定した分配を継続的行なうことをめざします。
- ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

「財産3分法」とは？

財産を「不動産・現金（預金）・株式」の3つの資産に分けて保管・運用することを「財産3分法」といいます。先達の知恵として、財産を3つの資産に分散することで、安定性・流動性・収益性を保ちながら資産形成が行なわれてきました。



資産分散により、安定した資産の成長をめざします。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

不動産投信 (J-REIT) とは・・・



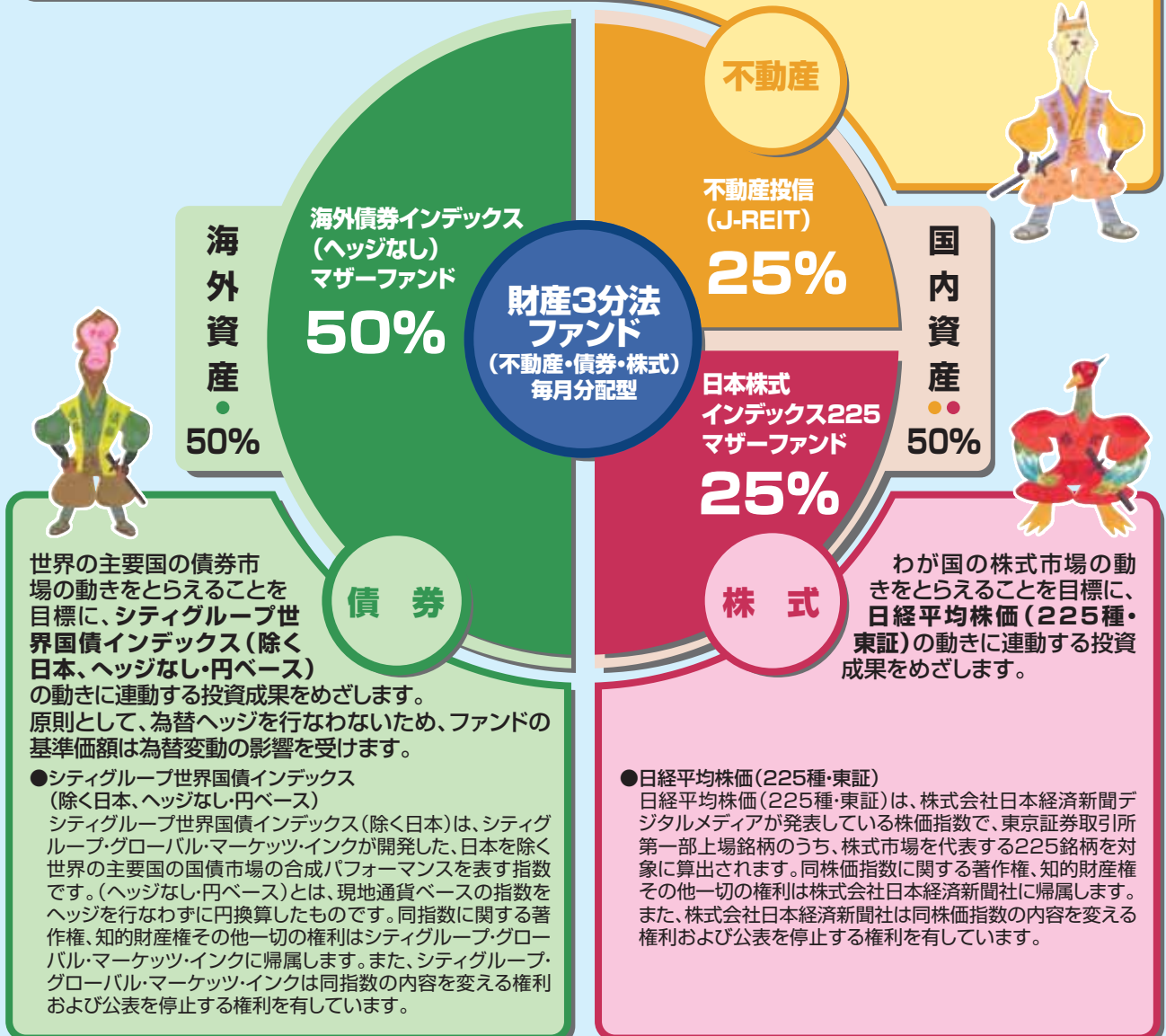
不動産投信とは、投資家などから集めた資金で不動産などを保有し、そこから生じる賃料収入や売却益などを投資家に分配する商品です。安定した利回りや、相対的に高い分配収入が期待できるとされています。通常、金融商品取引所で株式と同様に売買されます。

- 不動産投信への投資にあたっては、原則として、不動産投信市場全体*の値動きを概ねとらえることをめざして運用を行ないます。

※不動産投信市場全体を表す指数として東証REIT指数(配当込み)があります。

●東証REIT指数(配当込み)

東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果)を表す指数です。東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、株式会社東京証券取引所は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。



上記は、2010年9月末現在の基本組入比率であり、将来変更になる場合があります。

●市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

●●● 資産分散投資で安定的な値動きをめざします。

- それぞれの資産は、異なる値動きをする傾向があります。

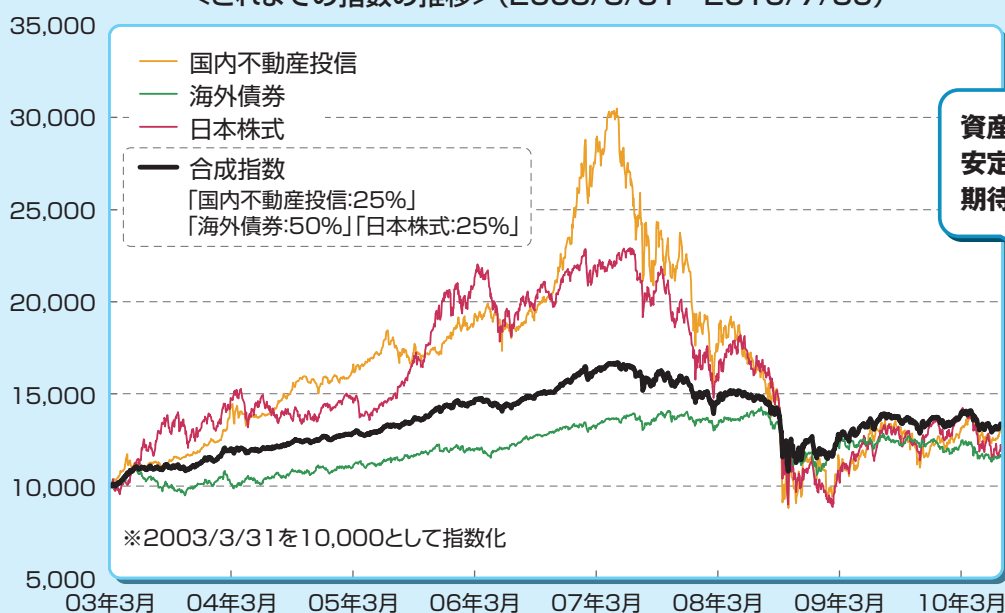
<各資産の値動きの特徴>

	REIT (不動産投信)	債 券	株 式
景気が良くなると	空室率や賃料水準は改善の傾向 価格 は 上がる傾向	金利は上がる傾向 価格 は 下がる傾向	企業業績は改善する傾向 価格 は 上がる傾向
景気が悪くなると	空室率や賃料水準は悪化の傾向 価格 は 下がる傾向	金利は下がる傾向 価格 は 上がる傾向	企業業績は悪化する傾向 価格 は 下がる傾向

※価格変動などに関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

(ご参考)

<これまでの指数の推移> (2003/3/31~2010/7/30)



資産分散することで
安定した資産の成長が
期待されます。



■国内不動産投信:東証REIT指数(配当込み)

■海外債券:シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

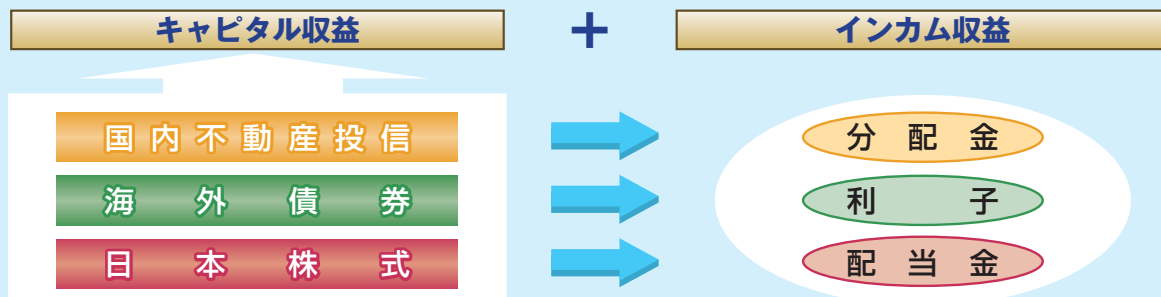
■日本株式:日経平均株価(225種・東証)

※合成指数は「国内不動産投信:25%」「海外債券:50%」「日本株式:25%」の比率で投資を行ない毎営業日リバランスを行なった場合の指数です。当ファンドのパフォーマンスを表すものではありません。

※上記グラフは過去のものおよびシミュレーションの結果であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

●●● 分配金について

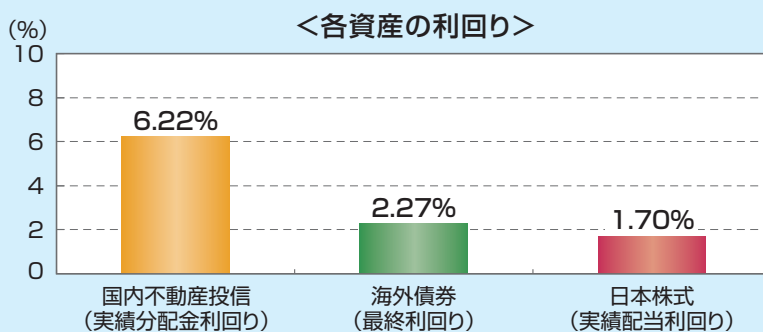
不動産投信や債券、株式から得られるインカム収益(分配金、利子、配当金)を中心に、キャピタル収益(資産の成長分、為替差益)なども考慮して、安定的に分配する方針です。



- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

(ご参考) それぞれの資産から、インカム収益※が期待されます。

※不動産投信や債券、株式の分配金や利子、配当など



国内不動産投信: 東証REIT指数(実績分配金利回り)

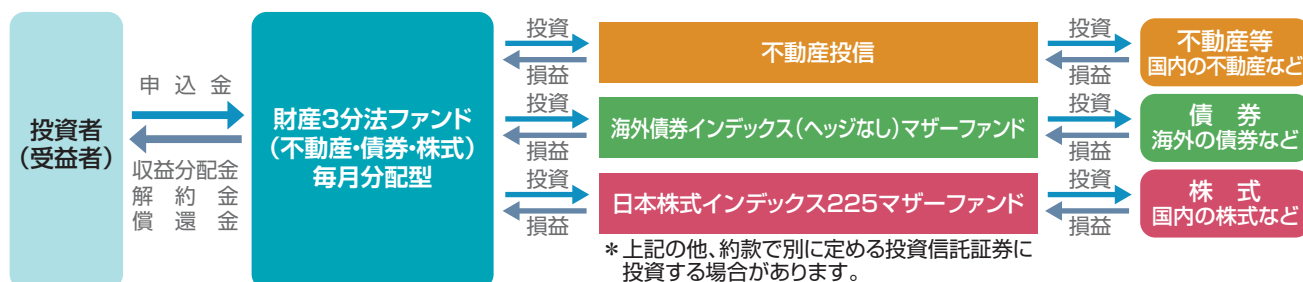
海外債券: シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)(最終利回り)

日本株式: 日経平均株価(実績配当利回り)

上記グラフの参考利回りは、2010年7月末現在の各資産の利回りなどであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



(主な投資制限) ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に是正指導を行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額……………6,321円

純資産総額……………7,046億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2010年3月	2010年4月	2010年5月	2010年6月	2010年7月	直近1年間累計	設定来累計
70円	70円	70円	70円	70円	840円	5,260円

主要な資産の状況

資産	投資対象	銘柄数	比率※1	組入上位銘柄	国名	比率※2
不動産投信	日本リート	36	26.5%	日本ビルファンド投資法人	日本	13.4%
				ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	12.5%
				日本リテールファンド投資法人	日本	6.3%
				森トラスト総合リート投資法人	日本	5.5%
				日本プライムリアルティ投資法人	日本	4.7%
海外債券インデックス (ヘッジなし)マザーファンド	海外債券	563	48.8%	アメリカ国債(クーポン3.75%)	アメリカ	0.6%
				アメリカ国債(クーポン3.125%)	アメリカ	0.6%
				アメリカ国債(クーポン3.625%)	アメリカ	0.6%
				アメリカ国債(クーポン3.625%)	アメリカ	0.5%
				アメリカ国債(クーポン2.75%)	アメリカ	0.5%
日本株式インデックス225 マザーファンド	日本株式	225	24.2%	ファーストリテイリング	日本	5.5%
				ファナック	日本	4.3%
				ソフトバンク	日本	3.3%
				京セラ	日本	3.3%
				キヤノン	日本	2.4%
現金その他			0.5%			

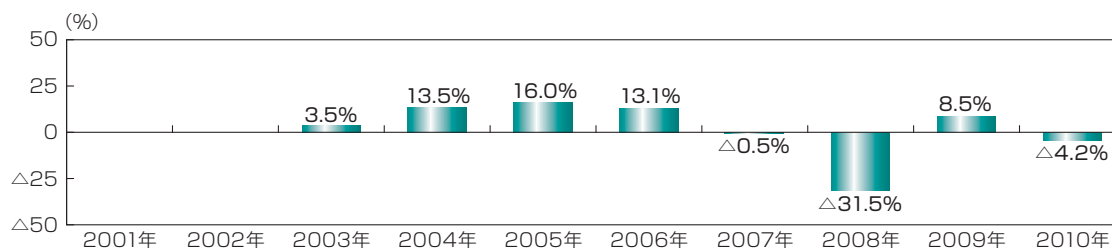
※1:当ファンドの対純資産総額比です。

※2:不動産投信……………比率は、対組入不動産投信時価総額です。

海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド……………比率は、当マザーファンドの純資産総額比です。

日本株式インデックス225マザーファンド……………比率は、当マザーファンドの対組入株式時価総額です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2003年は設定時から2003年末までの騰落率です。

※2010年は2010年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2010年10月9日から2011年10月7日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2003年8月5日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、次の収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	2兆5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(1月、7月)および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金時の基準価額に対し0.3%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.9975%（税抜0.95%） この他に、投資対象とする不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。				
	＜運用管理費用の配分＞				
	純資産総額	運用管理費用（年率）			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
	100億円以下の部分	0.99750% （0.950%）	販売会社と 受託会社への 配分を 除いたもの	0.52500% （0.500%）	0.05250% （0.050%）
100億円超 200億円以下の部分	0.57750% （0.550%）			0.04725% （0.045%）	
200億円超の部分	0.63000% （0.600%）			0.04200% （0.040%）	
	※括弧内は税抜です。 ※販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。				
その他の費用・手数料	監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。				

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、2010年10月8日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am

財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型

追加型投信／内外／資産複合

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ・ 当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。
- ・ したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

◆この目論見書により行なう「財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年10月8日に関東財務局長に提出しており、平成22年10月9日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 平成22年10月8日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）	: 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所	

目次

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	36
第3【ファンドの経理状況】	42
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	84
第三部【委託会社等の情報】	85
約款	124

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

- ・財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型（以下「ファンド」といいます。）
- ・愛称として「財産3分法ファンド」、「財産3分法」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・格付は取得していません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成22年10月9日から平成23年10月7日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・ 取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・ 申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファン
ド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内 外	
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年 12 回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 ()		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 (不動産投信、その他資産(投資信託証券(株式、債券)))		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇資産複合 資産配分固定型（不動産投信、その他資産（投資信託証券（株式、債券）））

当ファンドは、不動産投信へ投資を行なうとともに、投資信託証券を通じて株式および債券に投資を行ないます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年 12 回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり（部分ヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

●●● ファンドの特色 ●●●

1 投資信託証券への投資を通じて、 3つの異なる資産(不動産、債券および株式)に分散投資します。

- 「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- 当ファンドは、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて投資を行なうファンド・オブ・ファンズです。

2 原則として、各資産の基本組入比率は 不動産等25%、債券50%、株式25%とします。

- 各資産の組入比率の合計は、原則として高位を維持します。
- ※各投資信託証券への投資比率については、基本組入比率をベースに各投資信託証券の利回り、収益性、流動性および設定・解約状況等を勘案して「不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%」の範囲で決定します。

3 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- インカム収益等を原資として、**毎月の安定的な分配**をめざします。
- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ※毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

「財産3分法」とは？

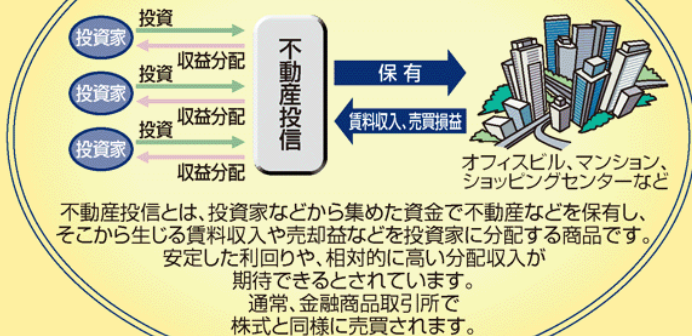
財産を「**不動産・現金(預金)・株式**」の3つの資産に分けて保管・運用することを「財産3分法」といいます。先達の知恵として、財産を3つの資産に分散することで、**安定性・流動性・収益性**を保ちながら資産形成が行なわれてきました。



資産分散により、安定した資産の成長をめざします。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

不動産投信 (J-REIT) とは…

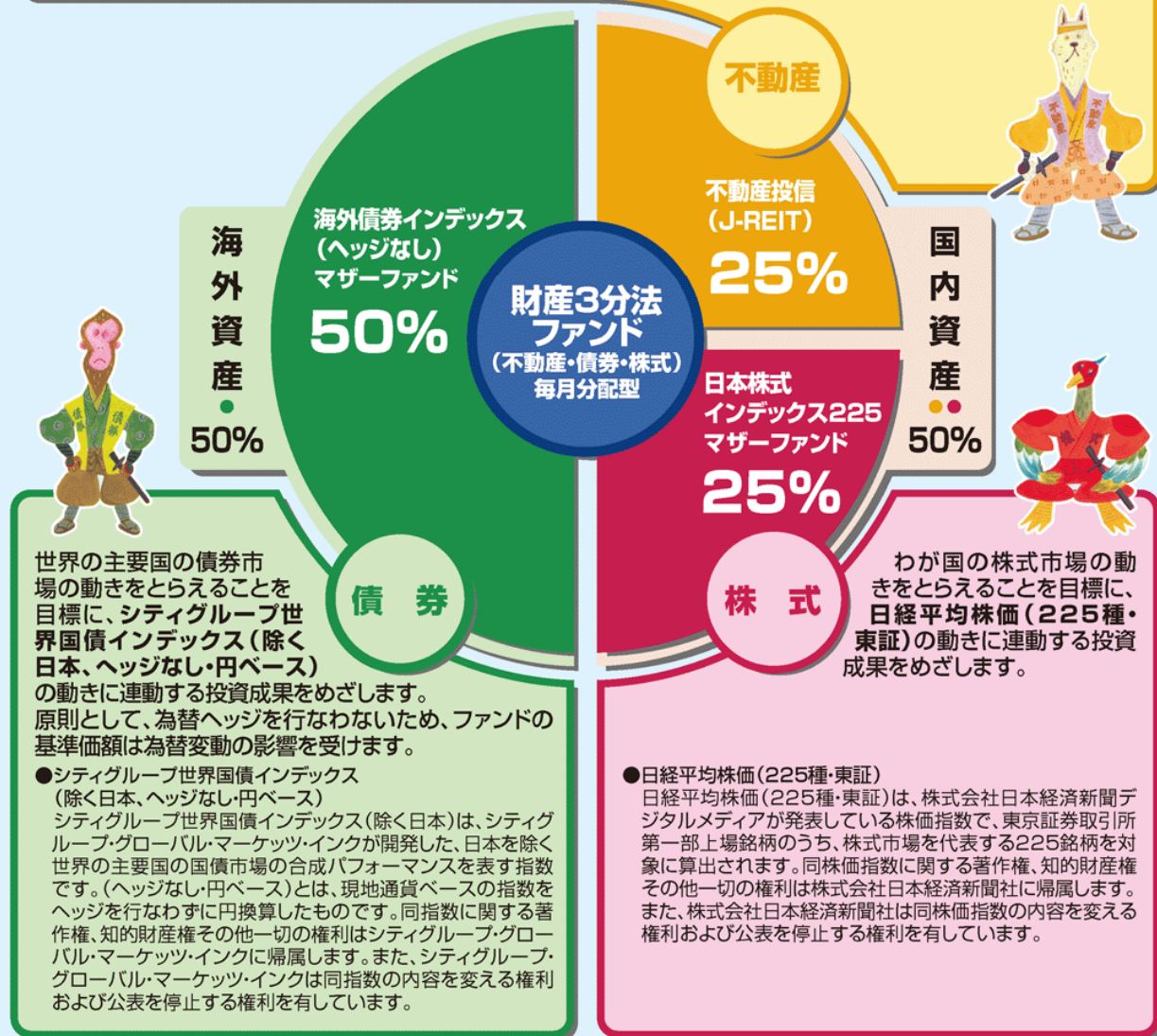


●不動産投信への投資にあたっては、原則として、不動産投信市場全体*の値動きを概ねとらえることをめざして運用を行います。

※不動産投信市場全体を表す指数として東証REIT指数(配当込み)があります。

●東証REIT指数(配当込み)

東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果)を表す指数です。東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、株式会社東京証券取引所は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。



上記は、2010年9月末現在の基本組入比率であり、将来変更になる場合があります。

●市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

●●● 資産分散投資で安定的な値動きをめざします。

- それぞれの資産は、異なる値動きをする傾向があります。

<各資産の値動きの特徴>

	REIT (不動産投信)	債 券	株 式
景気が良くなると	空室率や賃料水準は改善の傾向 価格 は 上がる傾向	金利は上がる傾向 価格 は 下がる傾向	企業業績は改善する傾向 価格 は 上がる傾向
景気が悪くなると	空室率や賃料水準は悪化の傾向 価格 は 下がる傾向	金利は下がる傾向 価格 は 上がる傾向	企業業績は悪化する傾向 価格 は 下がる傾向

※価格変動などに関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

(ご参考)

<これまでの指数の推移> (2003/3/31~2010/7/30)



資産分散することで
安定した資産の成長が
期待されます。



■国内不動産投信:東証REIT指数(配当込み)

■海外債券:シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

■日本株式:日経平均株価(225種・東証)

※合成指数は「国内不動産投信:25%」「海外債券:50%」「日本株式:25%」の比率で投資を行ない毎営業日リバランスを行なった場合の指数です。当ファンドのパフォーマンスを表すものではありません。

※上記グラフは過去のものおよびシミュレーションの結果であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

●●● 分配金について

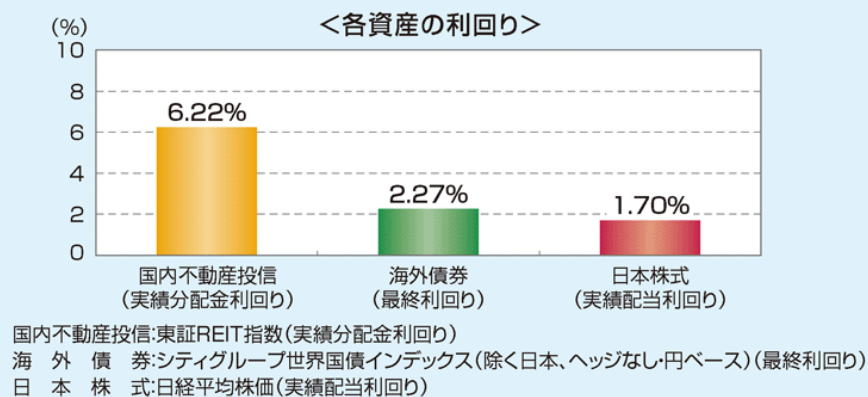
不動産投信や債券、株式から得られるインカム収益(分配金、利子、配当金)を中心に、キャピタル収益(資産の成長分、為替差益)なども考慮して、安定的に分配する方針です。



- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

(ご参考) それぞれの資産から、インカム収益※が期待されます。

※不動産投信や債券、株式の分配金や利子、配当など



上記グラフの参考利回りは、2010年7月末現在の各資産の利回りなどであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

④ 信託金限度額

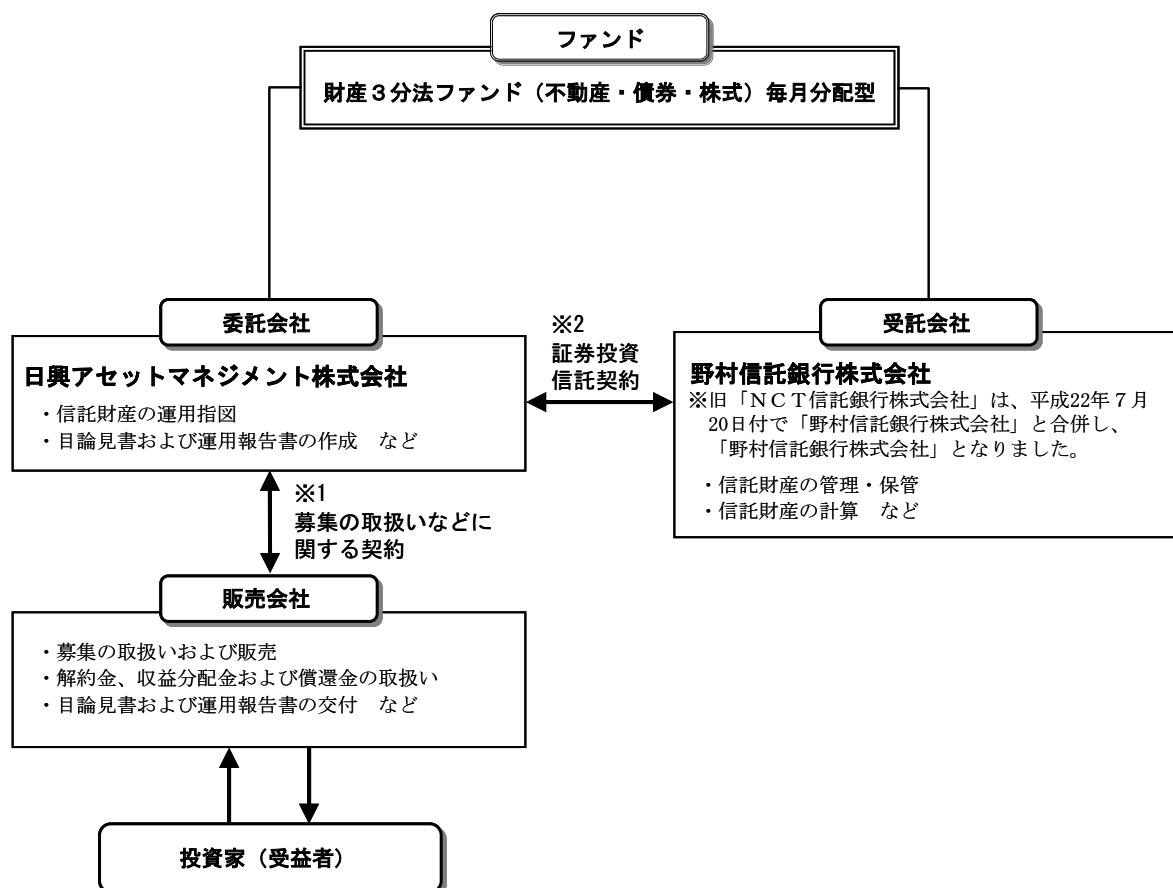
- ・ 2兆5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成15年8月5日 ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

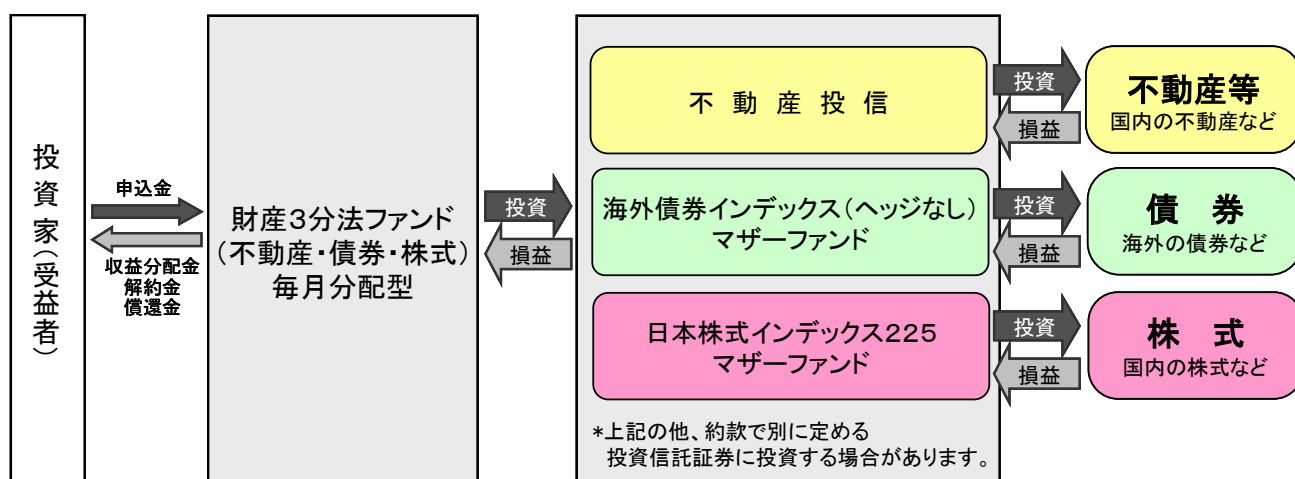


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（平成 22 年 8 月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

昭和 34 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

平成 11 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号	194,152,500 株	98.54%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- 主として、投資信託証券に投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- 原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう、投資信託証券に投資を行ないます。
 - 「不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。）」 …… 25%±20%
 - 「債券」 …… 50%±40%
 - 「株式」 …… 25%±20%
- 投資信託証券への投資にあたっては、金融商品取引所に上場しており、かつ、時価総額が 10 億円以上の不動産投信、約款で別に定める投資信託証券および以下の投資信託証券の中から、各資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向などを勘案し、投資を行ないます。
 - 証券投資信託 「海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド」
 - 証券投資信託 「日本株式インデックス 225 マザーファンド」

- ・投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ・なお、約款で別に定める投資信託証券については、定性評価、定量評価などを勘案して、適宜見直しを行ないます。この際、既に指定されていた投資信託証券を除外したり、新たに投資信託証券を指定する場合があります。
- ・また、外貨建ての投資信託証券に投資することがあります。
- ・ファンドが実質的に保有する外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なう場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として金融商品取引所に上場しており、かつ、時価総額が 10 億円以上の不動産投信、別に定める投資信託証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 証券投資信託 「海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド」
- 2) 証券投資信託 「日本株式インデックス 2 2 5 マザーファンド」
- 3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、3) の証券の性質を有するもの
- 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。

- 1) 外国為替予約取引
- 2) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜不動産投信＞

不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託を総称して不動産投信といいます。ビル、マンション、オフィス、倉庫などの不動産を中心に運用し、そこから得られる賃料収入、売却益などを投資家に分配（配当）する投資信託です。

■投資対象とする不動産投信は、金融商品取引所に上場しており、かつ、時価総額が 10 億円以上の不動産投信（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等ならびに海外における同様の資産で金融商品取引法上の外国投資信託受益証券または外国投資証券に該当する外国不動産投信をいいます。）とします。

■不動産投信への投資にあたっては、原則として、不動産投信市場全体の値動きを概ねとらえることをめざして運用を行ないます。

<海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）*の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	内外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・主として世界各国の債券に投資し、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。 ・運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.2%（1口当たり）
その他の費用など	組入有効証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成10年10月30日設定）
決算日	毎年10月26日（休業日の場合は翌営業日）

*シティグループ世界国債インデックス（除く日本）は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<日本株式インデックス２２５マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価（225 種・東証）*の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・主としてわが国の株式に投資し、日経平均株価（225 種・東証）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。 ・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引などを活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の 50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し 0.3%（1 口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成 10 年 10 月 30 日設定）
決算日	毎年 10 月 26 日（休業日の場合は翌営業日）

*日経平均株価（225 種・東証）は、株式会社日本経済新聞デジタルメディアが発表している株価指数で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、株式市場を代表する 225 銘柄を対象に算出されます。

同株価指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。また、株式会社日本経済新聞社は同株価指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

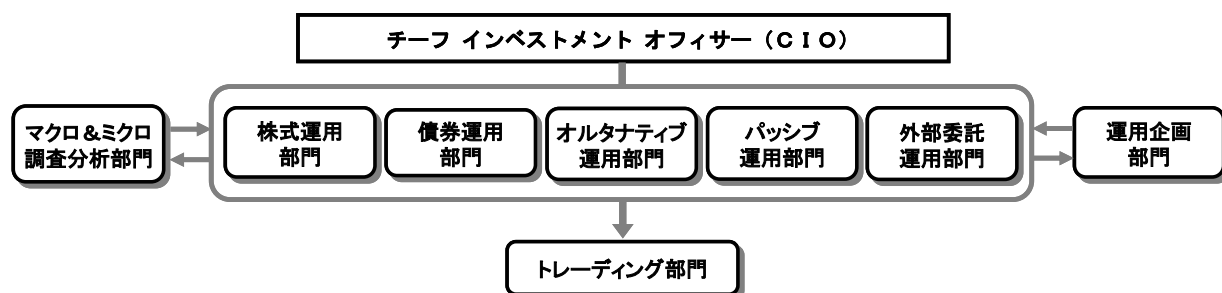
<約款で別に定める投資信託証券>

前記の他、約款で別に定める投資信託証券に投資する場合があります。

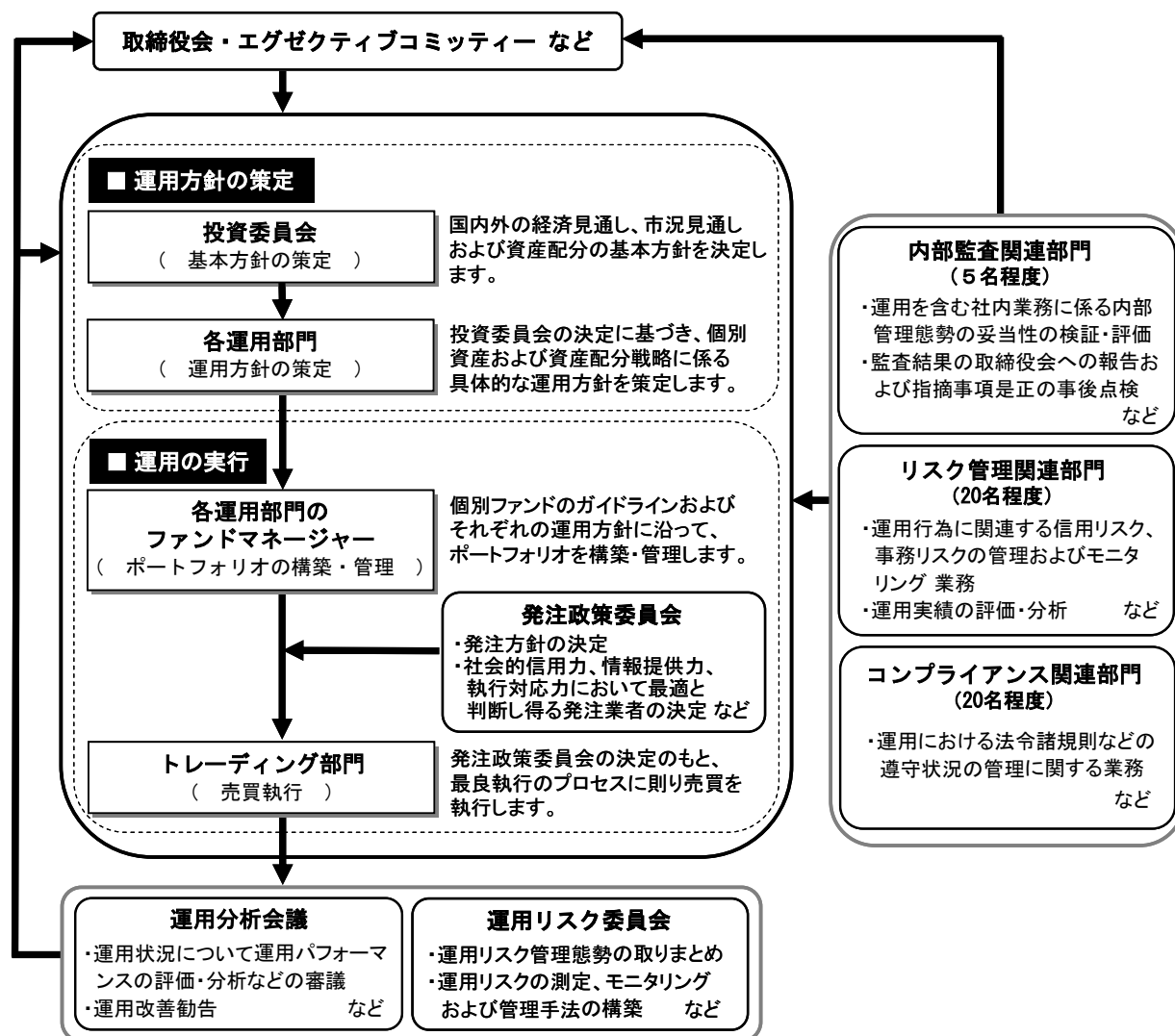
これらについては、定性評価、定量評価などを勘案して選定します。なお、既に指定されていた投資信託証券を除外したり、新たな投資信託証券を指定する場合があります。また、外貨建ての投資信託証券に投資することがあります。

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

※上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5)【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

5) 不動産投信については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

6) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

7) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- 8) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。
- ・したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

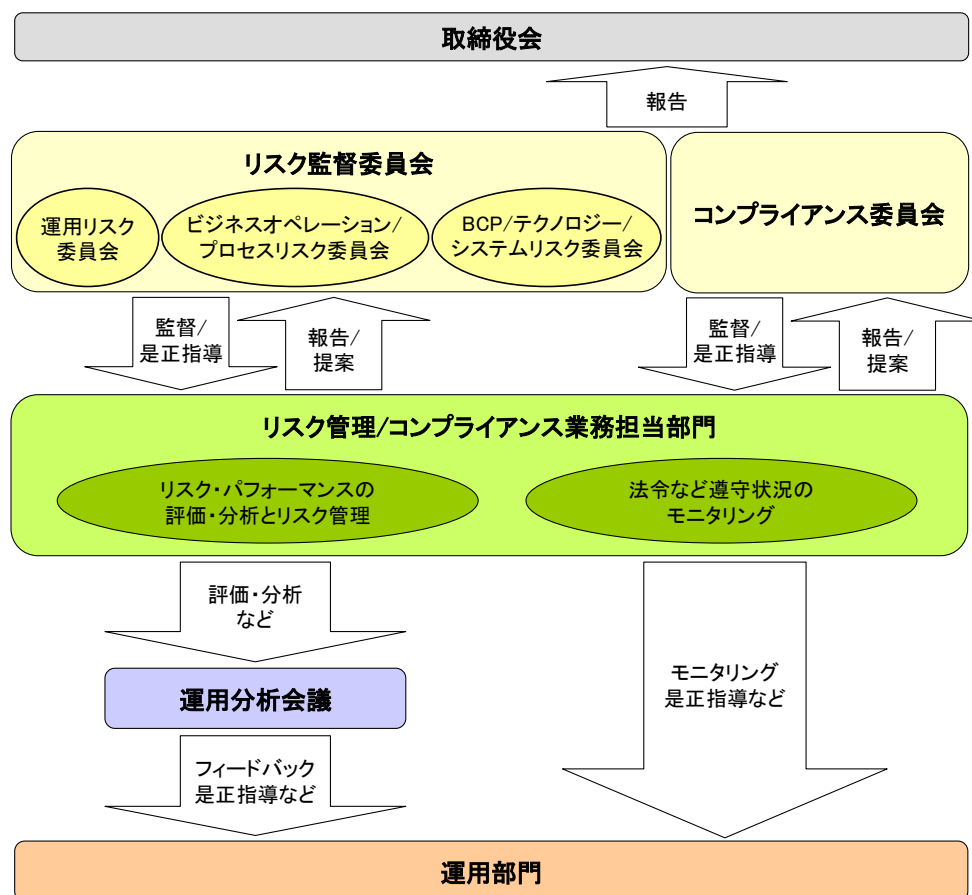
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることがあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.9975%（税抜0.95%）の率を乗じて得た額とします。

※この他に、投資対象とする不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合 計	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	0.99750% (0.950%)	販売会社と 受託会社へ の配分を除 いたもの	0.52500% (0.500%)	0.05250% (0.050%)
100 億円超 200 億円以下の部分			0.57750% (0.550%)	0.04725% (0.045%)
200 億円超の部分			0.63000% (0.600%)	0.04200% (0.040%)

※括弧内は税抜です。

※販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞

「海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド」

「日本株式インデックス２２５マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成 23 年 12 月 31 日までは軽減税率が適用され、10%（所得税 7 %および地方税 3 %）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、平成 24 年 1 月 1 日以降は、上記の 10%の税率は 20%（所得税 15%および地方税 5 %）となる予定です。

２）解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、平成 23 年 12 月 31 日までは軽減税率が適用され、10%（所得税 7 %および地方税 3 %）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税 7 %および地方税 3 %）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、平成 24 年 1 月 1 日以降は、上記の 10%の税率は 20%（所得税 15%および地方税 5 %）となる予定です。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、平成 23 年 12 月 31 日までは軽減税率が適用され、7 %（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、平成 24 年 1 月 1 日以降は、上記の 7 %の税率は 15%（所得税のみ）となる予定です。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

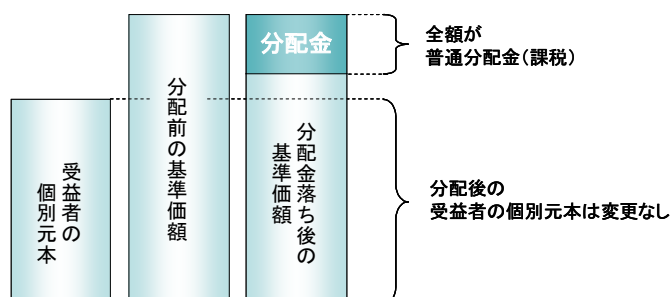
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と特別分配金

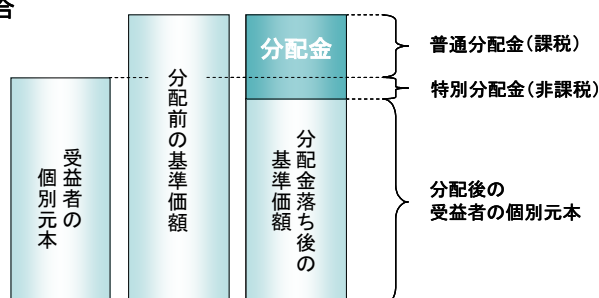
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は有価証券届出書提出日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成 22 年 7 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
投資証券	186,733,100	26.50
日本	186,733,100	26.50
親投資信託受益証券	514,301,890	72.99
日本	514,301,890	72.99
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	3,629,137	0.52
純資産総額	704,664,128	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ 評価額上位銘柄明細

<投資証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	投資証券 —	日本ビルファンド投資法人 投資証券	33,935	719,000 736,000	24,399,265,000 24,976,160,000	3.54
日本円 日本	投資証券 —	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	30,629	747,000 765,000	22,879,863,000 23,431,185,000	3.33
日本円 日本	投資証券 —	日本リテールファンド投資法人 投資証券	105,699	115,700 111,300	12,229,374,300 11,764,298,700	1.67
日本円 日本	投資証券 —	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	15,152	668,000 680,000	10,121,536,000 10,303,360,000	1.46
日本円 日本	投資証券 —	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	44,767	187,100 195,000	8,375,905,700 8,729,565,000	1.24
日本円 日本	投資証券 —	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	19,104	455,500 456,000	8,701,872,000 8,711,424,000	1.24
日本円 日本	投資証券 —	フロンティア不動産投資法人 投資証券	12,021	603,000 623,000	7,248,663,000 7,489,083,000	1.06
日本円 日本	投資証券 —	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	60,251	116,100 123,700	6,995,141,100 7,453,048,700	1.06
日本円 日本	投資証券 —	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	12,604	503,000 574,000	6,339,812,000 7,234,696,000	1.03
日本円 日本	投資証券 —	オリックス不動産投資法人 投資証券	15,754	399,000 423,500	6,285,846,000 6,671,819,000	0.95
日本円 日本	投資証券 —	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	8,221	701,000 709,000	5,762,921,000 5,828,689,000	0.83
日本円 日本	投資証券 —	DAオフィス投資法人 投資証券	24,781	208,800 213,000	5,174,272,800 5,278,353,000	0.75
日本円 日本	投資証券 —	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	10,605	465,000 477,500	4,931,325,000 5,063,887,500	0.72
日本円 日本	投資証券 —	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	9,778	466,000 478,500	4,556,548,000 4,678,773,000	0.66
日本円 日本	投資証券 —	トップリート投資法人 投資証券	9,705	404,000 459,000	3,920,820,000 4,454,595,000	0.63
日本円 日本	投資証券 —	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	14,623	260,800 283,800	3,813,678,400 4,150,007,400	0.59
日本円 日本	投資証券 —	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	9,676	408,000 423,500	3,947,808,000 4,097,786,000	0.58
日本円 日本	投資証券 —	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	6,067	598,000 646,000	3,628,066,000 3,919,282,000	0.56
日本円 日本	投資証券 —	福岡リート投資法人 投資証券	6,702	516,000 546,000	3,458,232,000 3,659,292,000	0.52
日本円 日本	投資証券 —	ビ・ライフ投資法人 投資証券	7,434	394,500 438,000	2,932,713,000 3,256,092,000	0.46

日本円 日本	投資証券 —	プレミアム投資法人 投資証券	8,772	318,500 333,000	2,793,882,000 2,921,076,000	0.41
日本円 日本	投資証券 —	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	7,860	331,000 346,000	2,601,660,000 2,719,560,000	0.39
日本円 日本	投資証券 —	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	83,322	30,650 30,850	2,553,819,300 2,570,483,700	0.36
日本円 日本	投資証券 —	森ヒルズリート投資法人 投資証券	14,496	183,200 177,300	2,655,667,200 2,570,140,800	0.36
日本円 日本	投資証券 —	M I D リート投資法人 投資証券	11,497	169,300 178,600	1,946,442,100 2,053,364,200	0.29
日本円 日本	投資証券 —	積水ハウス・S I 投資法人 投資証券	7,205	268,800 282,800	1,936,704,000 2,037,574,000	0.29
日本円 日本	投資証券 —	阪急リート投資法人 投資証券	5,347	351,000 354,000	1,876,797,000 1,892,838,000	0.27
日本円 日本	投資証券 —	産業ファンド投資法人 投資証券	4,948	303,000 345,000	1,499,244,000 1,707,060,000	0.24
日本円 日本	投資証券 —	日本コマース投資法人 投資証券	16,116	83,500 94,800	1,345,686,000 1,527,796,800	0.22
日本円 日本	投資証券 —	クレッシェンド投資法人 投資証券	8,258	157,100 160,900	1,297,331,800 1,328,712,200	0.19

< 親投資信託受益証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 —	海外債券インデックス（ヘッジなし）マ ザーファンド	233,622,105,895	1.4789 1.4721	345,503,732,443 343,915,102,088	48.81
日本円 日本	親投資信託受益証券 —	日本株式インデックス 2 2 5 マザーファ ンド	215,843,411,292	0.7902 0.7894	170,559,463,602 170,386,788,873	24.18

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
投資証券	26.50
親投資信託受益証券	72.99
合計	99.49

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額 (円)		純資産総額 (百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時 (2003年8月5日)	1.0000	1.0000	100	100
第1特定期間末 (2004年1月13日)	1.0417	1.0507	416	418
第2特定期間末 (2004年7月12日)	1.0651	1.0941	3,792	3,848
第3特定期間末 (2005年1月11日)	1.0942	1.1242	33,651	34,100
第4特定期間末 (2005年7月11日)	1.1315	1.1615	160,470	163,021
第5特定期間末 (2006年1月10日)	1.2053	1.2403	539,623	550,110
第6特定期間末 (2006年7月10日)	1.1736	1.2096	880,475	902,989
第7特定期間末 (2007年1月10日)	1.2785	1.3175	1,239,922	1,274,965
第8特定期間末 (2007年7月10日)	1.3438	1.3908	1,384,613	1,431,767
第9特定期間末 (2008年1月10日)	1.1362	1.1842	1,183,146	1,232,943
第10特定期間末 (2008年7月10日)	1.0151	1.0631	1,065,612	1,115,459
第11特定期間末 (2009年1月13日)	0.6905	0.7385	713,673	763,591
第12特定期間末 (2009年7月10日)	0.7227	0.7657	765,454	810,281
第13特定期間末 (2010年1月12日)	0.7147	0.7567	787,518	833,176
第14特定期間末 (2010年7月12日)	0.6278	0.6698	700,313	746,919

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

	1口当たりの純資産額 (円)	純資産総額 (百万円)
2009年7月末日	0.7598	808,790
2009年8月末日	0.7568	812,240
2009年9月末日	0.7372	797,820
2009年10月末日	0.7260	790,819
2009年11月末日	0.6767	741,770
2009年12月末日	0.7097	780,875
2010年1月末日	0.6884	759,121
2010年2月末日	0.6766	747,675
2010年3月末日	0.7072	782,737
2010年4月末日	0.7113	789,010
2010年5月末日	0.6508	724,772
2010年6月末日	0.6224	693,728
2010年7月末日	0.6321	704,664

② 【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金 (円)
第1特定期間 (2003年8月5日～2004年1月13日)	0.0090
第2特定期間 (2004年1月14日～2004年7月12日)	0.0290
第3特定期間 (2004年7月13日～2005年1月11日)	0.0300
第4特定期間 (2005年1月12日～2005年7月11日)	0.0300
第5特定期間 (2005年7月12日～2006年1月10日)	0.0350
第6特定期間 (2006年1月11日～2006年7月10日)	0.0360
第7特定期間 (2006年7月11日～2007年1月10日)	0.0390
第8特定期間 (2007年1月11日～2007年7月10日)	0.0470
第9特定期間 (2007年7月11日～2008年1月10日)	0.0480
第10特定期間 (2008年1月11日～2008年7月10日)	0.0480
第11特定期間 (2008年7月11日～2009年1月13日)	0.0480
第12特定期間 (2009年1月14日～2009年7月10日)	0.0430
第13特定期間 (2009年7月11日～2010年1月12日)	0.0420
第14特定期間 (2010年1月13日～2010年7月12日)	0.0420

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1特定期間 (2003年8月5日～2004年1月13日)	5.07
第2特定期間 (2004年1月14日～2004年7月12日)	5.03
第3特定期間 (2004年7月13日～2005年1月11日)	5.55
第4特定期間 (2005年1月12日～2005年7月11日)	6.15
第5特定期間 (2005年7月12日～2006年1月10日)	9.62
第6特定期間 (2006年1月11日～2006年7月10日)	0.36
第7特定期間 (2006年7月11日～2007年1月10日)	12.26
第8特定期間 (2007年1月11日～2007年7月10日)	8.78
第9特定期間 (2007年7月11日～2008年1月10日)	△11.88
第10特定期間 (2008年1月11日～2008年7月10日)	△6.43
第11特定期間 (2008年7月11日～2009年1月13日)	△27.25
第12特定期間 (2009年1月14日～2009年7月10日)	10.89
第13特定期間 (2009年7月11日～2010年1月12日)	4.70
第14特定期間 (2010年1月13日～2010年7月12日)	△6.28

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配前の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1特定期間 (2003年8月5日～2004年1月13日)	449,760,491	50,225,537
第2特定期間 (2004年1月14日～2004年7月12日)	3,259,543,211	98,721,991
第3特定期間 (2004年7月13日～2005年1月11日)	27,424,117,521	228,589,182
第4特定期間 (2005年1月12日～2005年7月11日)	112,260,475,456	1,200,675,521
第5特定期間 (2005年7月12日～2006年1月10日)	315,723,462,073	9,845,882,769
第6特定期間 (2006年1月11日～2006年7月10日)	321,282,550,233	18,736,004,255
第7特定期間 (2006年7月11日～2007年1月10日)	262,587,356,734	43,021,920,758
第8特定期間 (2007年1月11日～2007年7月10日)	137,496,226,301	76,933,616,410
第9特定期間 (2007年7月11日～2008年1月10日)	58,701,258,919	47,775,138,156
第10特定期間 (2008年1月11日～2008年7月10日)	56,301,922,544	47,794,144,610
第11特定期間 (2008年7月11日～2009年1月13日)	39,262,605,885	55,522,899,135
第12特定期間 (2009年1月14日～2009年7月10日)	49,556,801,327	23,868,977,276
第13特定期間 (2009年7月11日～2010年1月12日)	71,509,506,460	28,778,467,241
第14特定期間 (2010年1月13日～2010年7月12日)	61,558,437,315	48,045,457,828

(注) 第1特定期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

(参考) 海外債券インデックス (ヘッジなし) マザーファンド

以下の運用状況は平成 22 年 7 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
国債証券	618,436,590	98.69
アメリカ	251,869,526	40.19
イタリア	64,400,429	10.28
ドイツ	60,838,043	9.71
フランス	59,883,125	9.56
イギリス	46,966,941	7.49
スペイン	26,635,722	4.25
カナダ	17,443,473	2.78
ベルギー	17,031,304	2.72
オランダ	16,253,652	2.59
オーストリア	10,866,609	1.73
アイルランド	6,004,499	0.96
ポルトガル	5,972,147	0.95
デンマーク	5,627,605	0.90
ポーランド	5,328,544	0.85
オーストラリア	5,220,371	0.83
スウェーデン	4,039,198	0.64
フィンランド	3,420,849	0.55
マレーシア	3,350,453	0.53
スイス	3,186,219	0.51
シンガポール	2,439,838	0.39
ノルウェー	1,658,031	0.26
為替予約取引(売建)	(181,104)	(0.03)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	8,231,251	1.31
純資産総額	626,667,841	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<国債証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	3.75000 2018-11-15	39,300,000	8,879.98 9,381.89	3,489,830,619 3,687,081,839	0.59
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	3.12500 2019-05-15	40,000,000	8,429.55 8,873.88	3,371,820,985 3,549,552,101	0.57
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	3.62500 2019-08-15	37,500,000	8,797.88 9,176.65	3,299,204,510 3,441,244,922	0.55
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	3.62500 2020-02-15	36,700,000	8,806.26 9,136.01	3,231,896,054 3,352,916,588	0.54
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	2.75000 2019-02-15	35,900,000	8,185.03 8,671.35	2,938,424,218 3,113,016,177	0.50
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	3.37500 2019-11-15	33,500,000	8,543.26 8,980.22	2,861,991,945 3,008,374,706	0.48
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	3.50000 2020-05-15	29,000,000	8,998.23 9,035.77	2,609,485,437 2,620,372,031	0.42

アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	2.37500 2015-02-28	29,000,000	8,644.34 8,994.79	2,506,857,221 2,608,487,941	0.42
イギリスポンド イギリス	国債証券 —	イギリス国債	5.00000 2012-03-07	17,800,000	14,579.24 14,431.48	2,595,105,576 2,568,803,465	0.41
ユーロ イタリア	国債証券 —	イタリア国債	6.00000 2031-05-01	19,600,000	12,911.85 13,052.80	2,530,723,372 2,558,348,345	0.41
イギリスポンド イギリス	国債証券 —	イギリス国債	4.50000 2013-03-07	17,100,000	14,513.14 14,659.34	2,481,747,282 2,506,746,895	0.40
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	1.12500 2011-06-30	28,000,000	8,713.35 8,734.35	2,439,738,000 2,445,617,162	0.39
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	2.37500 2014-10-31	27,000,000	8,776.81 9,013.41	2,369,737,622 2,433,621,410	0.39
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	1.00000 2011-07-31	27,500,000	8,688.97 8,726.56	2,389,465,547 2,399,803,416	0.38
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	1.12500 2012-12-15	27,200,000	8,529.45 8,756.02	2,320,010,719 2,381,637,986	0.38
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	1.50000 2012-07-15	26,800,000	8,695.06 8,829.51	2,330,276,483 2,366,309,786	0.38
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	2.12500 2014-11-30	26,000,000	8,480.95 8,921.63	2,205,045,842 2,319,624,548	0.37
イギリスポンド イギリス	国債証券 —	イギリス国債	2.25000 2014-03-07	16,800,000	13,310.78 13,793.01	2,236,211,668 2,317,226,300	0.37
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	0.75000 2011-11-30	26,500,000	8,663.16 8,711.66	2,295,738,645 2,308,588,809	0.37
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	4.00000 2015-02-15	24,000,000	9,290.45 9,609.48	2,229,707,630 2,306,274,028	0.37
ユーロ フランス	国債証券 —	フランス国債	3.00000 2015-10-25	19,000,000	11,382.17 11,848.68	2,162,612,194 2,251,248,812	0.36
ユーロ イタリア	国債証券 —	イタリア国債	4.25000 2014-08-01	18,600,000	12,029.31 12,080.59	2,237,451,306 2,246,989,889	0.36
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	4.00000 2018-08-15	23,400,000	9,060.83 9,571.54	2,120,233,548 2,239,741,268	0.36
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	1.75000 2013-04-15	25,000,000	8,734.14 8,888.10	2,183,534,081 2,222,026,064	0.35
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	2.37500 2014-09-30	24,600,000	8,650.18 9,023.91	2,127,945,025 2,219,882,352	0.35
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	1.00000 2011-08-31	25,100,000	8,680.56 8,729.61	2,178,820,621 2,191,131,169	0.35
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	1.00000 2012-03-31	25,000,000	8,670.00 8,742.48	2,167,500,000 2,185,618,783	0.35
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	1.00000 2011-09-30	25,000,000	8,670.00 8,737.06	2,167,500,000 2,184,264,095	0.35
ユーロ フランス	国債証券 —	フランス国債	5.00000 2016-10-25	16,600,000	12,673.57 13,090.62	2,103,812,016 2,173,042,555	0.35
アメリカドル アメリカ	国債証券 —	アメリカ国債	2.37500 2014-08-31	24,000,000	8,662.21 9,029.67	2,078,930,004 2,167,120,531	0.35

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
国債証券	98.69
合計	98.69

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

<為替予約取引>

名称	種類	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
ユーロ	売建	180,990,400	181,104,000	0.03
合計		180,990,400	181,104,000	0.03

(参考) 日本株式インデックス 225 マザーファンド

以下の運用状況は平成 22 年 7 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類		時価 (千円)	投資比率 (%)
株式		169,583,868	99.53
	日本	169,583,868	99.53
有価証券指数等先物取引(買建)		(790,990)	(0.46)
	日本	(790,990)	(0.46)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		801,238	0.47
純資産総額		170,385,106	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	株式 小売業	ファーストリテイリング	720,000	15,801 12,930	11,376,424,010 9,309,600,000	5.46
日本円 日本	株式 電気機器	ファナック	720,000	8,197 10,210	5,902,006,850 7,351,200,000	4.31
日本円 日本	株式 情報・通信業	ソフトバンク	2,160,000	2,216 2,585	4,785,767,700 5,583,600,000	3.28
日本円 日本	株式 電気機器	京セラ	720,000	8,044 7,710	5,791,715,280 5,551,200,000	3.26
日本円 日本	株式 電気機器	キヤノン	1,080,000	3,651 3,765	3,943,521,615 4,066,200,000	2.39
日本円 日本	株式 輸送用機器	ホンダ	1,440,000	2,898 2,709	4,173,574,120 3,900,960,000	2.29
日本円 日本	株式 電気機器	TDK	720,000	5,301 5,210	3,816,366,790 3,751,200,000	2.20
日本円 日本	株式 電気機器	東京エレクトロン	720,000	5,649 4,640	4,067,127,020 3,340,800,000	1.96
日本円 日本	株式 精密機器	テルモ	720,000	4,755 4,535	3,423,931,170 3,265,200,000	1.92
日本円 日本	株式 化学	信越化学工業	720,000	5,292 4,305	3,810,313,360 3,099,600,000	1.82
日本円 日本	株式 情報・通信業	KDDI	7,200	480,909 420,500	3,462,546,242 3,027,600,000	1.78
日本円 日本	株式 医薬品	武田薬品工業	720,000	3,618 3,965	2,605,053,040 2,854,800,000	1.68
日本円 日本	株式 サービス業	セコム	720,000	4,331 3,965	3,118,213,080 2,854,800,000	1.68
日本円 日本	株式 電気機器	アドバンテスト	1,440,000	2,369 1,867	3,411,944,380 2,688,480,000	1.58
日本円 日本	株式 機械	ダイキン工業	720,000	3,257 3,205	2,345,057,420 2,307,600,000	1.35
日本円 日本	株式 情報・通信業	NTTデータ	7,200	274,105 314,000	1,973,553,379 2,260,800,000	1.33
日本円 日本	株式 輸送用機器	トヨタ自動車	720,000	3,642 3,050	2,622,405,900 2,196,000,000	1.29
日本円 日本	株式 医薬品	エーザイ	720,000	3,285 2,948	2,365,336,370 2,122,560,000	1.25

日本円 日本	株式 医薬品	アステラス製薬	720,000	3,567 2,931	2,568,021,530 2,110,320,000	1.24
日本円 日本	株式 電気機器	ソニー	720,000	2,716 2,705	1,955,214,650 1,947,600,000	1.14
日本円 日本	株式 化学	富士フイルムホールディングス	720,000	2,449 2,700	1,763,334,690 1,944,000,000	1.14
日本円 日本	株式 情報・通信業	トレンドマイクロ	720,000	3,297 2,550	2,373,768,840 1,836,000,000	1.08
日本円 日本	株式 輸送用機器	デンソー	720,000	2,738 2,477	1,971,703,830 1,783,440,000	1.05
日本円 日本	株式 精密機器	オリンパス	720,000	2,777 2,316	1,999,467,440 1,667,520,000	0.98
日本円 日本	株式 サービス業	電通	720,000	2,062 2,153	1,484,879,690 1,550,160,000	0.91
日本円 日本	株式 小売業	セブン&アイ・ホールディングス	720,000	2,051 2,069	1,476,633,100 1,489,680,000	0.87
日本円 日本	株式 化学	花王	720,000	2,159 2,044	1,554,603,480 1,471,680,000	0.86
日本円 日本	株式 化学	資生堂	720,000	1,635 1,934	1,177,155,130 1,392,480,000	0.82
日本円 日本	株式 卸売業	三菱商事	720,000	2,074 1,869	1,493,391,540 1,345,680,000	0.79
日本円 日本	株式 機械	コマツ	720,000	1,874 1,816	1,349,158,620 1,307,520,000	0.77

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	99.53
電気機器	22.93
情報・通信業	8.51
小売業	8.06
化学	6.99
医薬品	6.87
輸送用機器	6.44
機械	5.11
食料品	4.07
精密機器	3.75
卸売業	2.69
サービス業	2.68
陸運業	2.44
建設業	2.36
不動産業	1.93
非鉄金属	1.86
ガラス・土石製品	1.72
銀行業	1.64
その他製品	1.15
保険業	1.04
繊維製品	0.93
ゴム製品	0.85
鉄鋼	0.73
金属製品	0.66
証券、商品先物取引業	0.66
電気・ガス業	0.58
海運業	0.56
パルプ・紙	0.50
石油・石炭製品	0.47

その他金融業	0.46
倉庫・運輸関連業	0.42
鉱業	0.18
水産・農林業	0.18
空運業	0.12
合計	99.53

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

<有価証券指数等先物取引>

国・地域	銘柄名	種類	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率 （%）
日本	日経平均株価先物 2010-09	買建	83	785,864,960	790,990,000	0.46
合計			—	785,864,960	790,990,000	0.46

(参考情報)

運用実績

2010年7月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額.....6,321円

純資産総額.....7,046億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2010年3月	2010年4月	2010年5月	2010年6月	2010年7月	直近1年間累計	設定来累計
70円	70円	70円	70円	70円	840円	5,260円

主要な資産の状況

資産	投資対象	銘柄数	比率※1	組入上位銘柄	国名	比率※2
不動産投信	日本リート	36	26.5%	日本ビルファンド投資法人	日本	13.4%
				ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	12.5%
				日本リートファンド投資法人	日本	6.3%
				森トラスト総合リート投資法人	日本	5.5%
				日本プライムリアルティ投資法人	日本	4.7%
海外債券インデックス (ヘッジなし)マザーファンド	海外債券	563	48.8%	アメリカ国債(クーポン3.75%)	アメリカ	0.6%
				アメリカ国債(クーポン3.125%)	アメリカ	0.6%
				アメリカ国債(クーポン3.625%)	アメリカ	0.6%
				アメリカ国債(クーポン3.625%)	アメリカ	0.5%
				アメリカ国債(クーポン2.75%)	アメリカ	0.5%
日本株式インデックス225 マザーファンド	日本株式	225	24.2%	ファーストリテイリング	日本	5.5%
				ファナック	日本	4.3%
				ソフトバンク	日本	3.3%
				京セラ	日本	3.3%
				キヤノン	日本	2.4%
現金その他			0.5%			

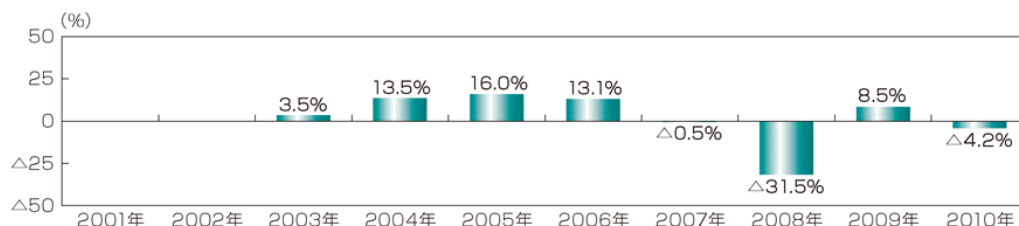
※1:当ファンドの対純資産総額比です。

※2:不動産投信 比率は、対組入不動産投信時価総額です。

海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド 比率は、当マザーファンドの純資産総額比です。

日本株式インデックス225マザーファンド 比率は、当マザーファンドの対組入株式時価総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2003年は設定時から2003年末までの騰落率です。

※2010年は2010年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

- ・収益分配金を自動的に再投資するコースです。
- ・なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(10) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

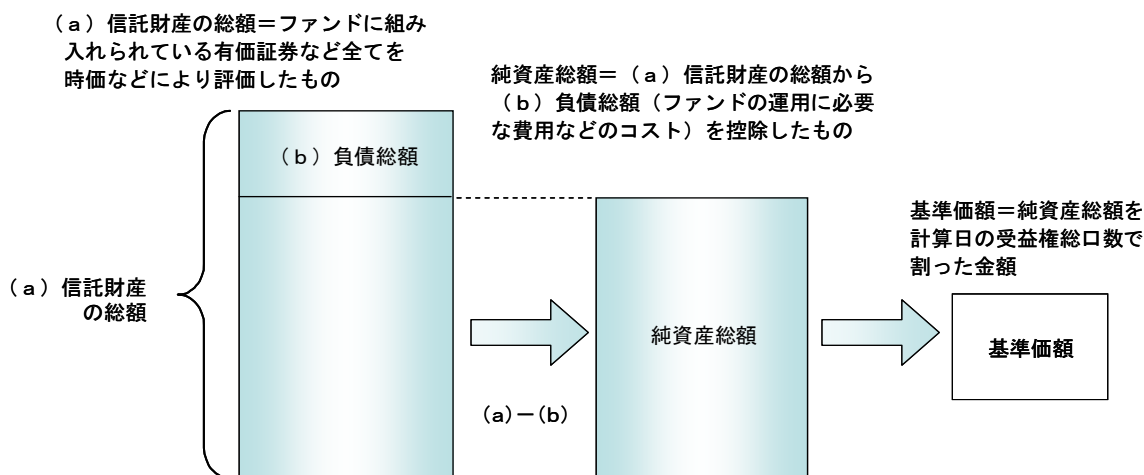
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（平成 15 年 8 月 5 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月 11 日から翌月 10 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

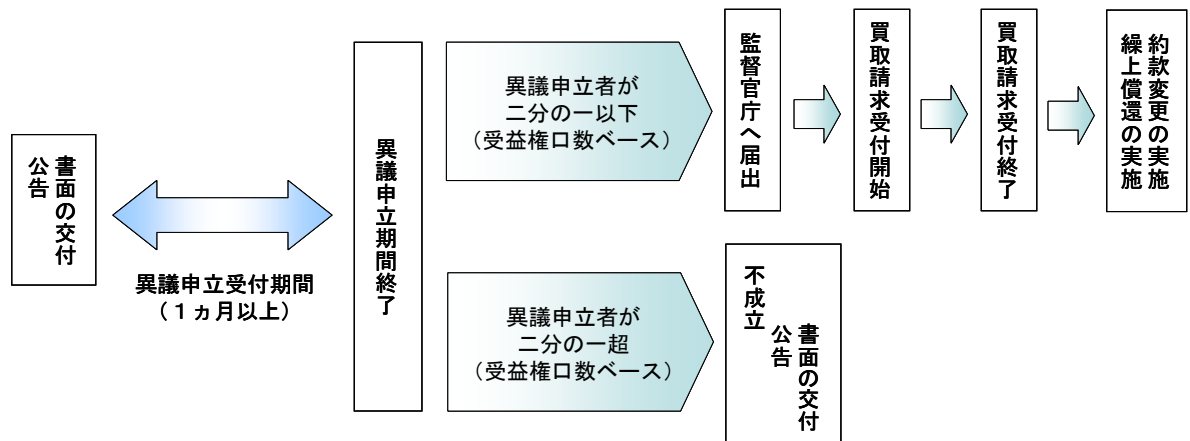
ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1 ヶ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。
- ④ 異議の申立て
- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
 - 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知っている受益者に対して交付されます。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。その後の改正を含みます。）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成21年7月11日から平成22年1月12日までの特定期間と平成22年1月13日から平成22年7月12日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月17日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型の平成21年7月11日から平成22年1月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型の平成22年1月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、あらた監査法人による監査報告書に基づいて当社が作成した謄本であり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 8 月 11 日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型の平成 22 年 1 月 13 日から平成 22 年 7 月 12 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型の平成 22 年 7 月 12 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、あらた監査法人による監査報告書に基づいて当社が作成した謄本であり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

科目	期別	前期	当期
		平成22年1月12日現在	平成22年7月12日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		14,265,383,316	10,285,712,160
投資証券		192,687,272,400	180,292,787,100
親投資信託受益証券		586,029,505,483	516,167,225,320
未収配当金		3,275,952,718	2,654,243,455
流動資産合計		796,258,113,917	709,399,968,035
資産合計		796,258,113,917	709,399,968,035
負債の部			
流動負債			
未払金		-	284,741,595
未払収益分配金		7,713,722,270	7,808,313,126
未払解約金		326,920,079	371,647,192
未払受託者報酬		29,494,322	26,246,389
未払委託者報酬		667,614,133	593,826,135
その他未払費用		1,814,269	1,618,041
流動負債合計		8,739,565,073	9,086,392,478
負債合計		8,739,565,073	9,086,392,478
純資産の部			
元本等			
元本		1,101,960,324,314	1,115,473,303,801
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△314,441,775,470	△415,159,728,244
（分配準備積立金）		-	-
元本等合計		787,518,548,844	700,313,575,557
純資産合計		787,518,548,844	700,313,575,557
負債純資産合計		796,258,113,917	709,399,968,035

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

科目	期別	前期 自 平成 21 年 7 月 11 日 至 平成 22 年 1 月 12 日	当期 自 平成 22 年 1 月 13 日 至 平成 22 年 7 月 12 日
		金 額	金 額
営業収益			
受取配当金		6,347,636,415	6,182,418,366
受取利息		3,453,826	2,550,960
有価証券売買等損益		33,996,679,421	△52,414,233,943
その他収益		-	66,591,870
営業収益合計		40,347,769,662	△46,162,672,747
営業費用			
受託者報酬		169,338,358	157,417,326
委託者報酬		3,833,387,231	3,562,696,146
その他費用		10,411,730	9,689,705
営業費用合計		4,013,137,319	3,729,803,177
営業利益又は営業損失 (△)		36,334,632,343	△49,892,475,924
経常利益又は経常損失 (△)		36,334,632,343	△49,892,475,924
当期純利益又は当期純損失 (△)		36,334,632,343	△49,892,475,924
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		△48,437,269	△49,028,513
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△293,775,079,595	△314,441,775,470
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,069,344,870	15,442,511,096
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,069,344,870	15,442,511,096
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		19,460,911,007	19,711,283,237
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		19,460,911,007	19,711,283,237
分配金		45,658,199,350	46,605,733,222
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△314,441,775,470	△415,159,728,244

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前期 自 平成21年7月11日 至 平成22年1月12日	当期 自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左 親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月11日から翌月10日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は平成21年7月11日から平成22年1月12日までとなっております。	当ファンドの計算期間は原則として、毎月11日から翌月10日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は平成22年1月13日から平成22年7月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成22年1月12日現在		当期 平成22年7月12日現在	
1.	期首元本額 1,059,229,285,095 円 期中追加設定元本額 71,509,506,460 円 期中解約元本額 28,778,467,241 円	1.	期首元本額 1,101,960,324,314 円 期中追加設定元本額 61,558,437,315 円 期中解約元本額 48,045,457,828 円
2.	当特定期間末日における 受益権の総数 1,101,960,324,314 口	2.	当特定期間末日における 受益権の総数 1,115,473,303,801 口
3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は314,441,775,470円であります。	3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は415,159,728,244円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成21年7月11日 至 平成22年1月12日		当期 自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
	自 平成21年7月11日 至 平成21年8月10日		自 平成22年1月13日 至 平成22年2月10日
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,816,534,954 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,747,151,273 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益 0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益 0 円
C	信託約款に定める収益調整金 254,266,219,270 円	C	信託約款に定める収益調整金 251,393,879,676 円
D	信託約款に定める分配準備積 立金 21,310,007,429 円	D	信託約款に定める分配準備積 立金 0 円
E	分配対象収益 (A + B + C + D) 277,392,761,653 円	E	分配対象収益 (A + B + C + D) 253,141,030,949 円
F	分配対象収益 (1口当たり) (1万口当たり) 0.2598 円 2,598 円	F	分配対象収益 (1口当たり) (1万口当たり) 0.2292 円 2,292 円
G	分配金額 7,473,093,044 円	G	分配金額 7,730,114,218 円
H	分配金額 (1口当たり) (1万口当たり) 0.0070 円 70 円	H	分配金額 (1口当たり) (1万口当たり) 0.0070 円 70 円
	自 平成21年8月11日 至 平成21年9月10日		自 平成22年2月11日 至 平成22年3月10日
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,983,011,403 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 2,073,870,622 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益 0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益 0 円
C	信託約款に定める収益調整金 256,699,682,036 円	C	信託約款に定める収益調整金 245,650,682,383 円
D	信託約款に定める分配準備積 立金 15,594,187,298 円	D	信託約款に定める分配準備積 立金 0 円
E	分配対象収益 (A + B + C + D) 274,276,880,737 円	E	分配対象収益 (A + B + C + D) 247,724,553,005 円
F	分配対象収益 (1口当たり) (1万口当たり) 0.2546 円 2,546 円	F	分配対象収益 (1口当たり) (1万口当たり) 0.2241 円 2,241 円
G	分配金額 7,537,219,873 円	G	分配金額 7,737,497,994 円
H	分配金額 (1口当たり) (1万口当たり) 0.0070 円 70 円	H	分配金額 (1口当たり) (1万口当たり) 0.0070 円 70 円
	分配金に加算した外国支払税 1,322,331 円		自 平成22年3月11日 至 平成22年4月12日
	自 平成21年9月11日 至 平成21年10月13日	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 3,607,324,764 円
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 2,775,328,310 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益 0 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益 0 円	C	信託約款に定める収益調整金 240,565,268,120 円
C	信託約款に定める収益調整金 259,011,350,947 円	D	信託約款に定める分配準備積 立金 0 円

D	信託約款に定める分配準備積立金	10,007,874,142 円	E	分配対象収益 (A + B + C + D)	244,172,592,884 円
E	分配対象収益 (A + B + C + D)	271,794,553,399 円	F	分配対象収益 (1口当たり)	0.2203 円
F	分配対象収益 (1口当たり)	0.2502 円		(1万口当たり)	2,203 円
G	分配金額	7,601,792,109 円	G	分配金額	7,755,574,163 円
H	分配金額 (1口当たり)	0.0070 円	H	分配金額 (1口当たり)	0.0070 円
	(1万口当たり)	70 円		(1万口当たり)	70 円
	分配金に加算した外国支払税	720,022 円		自 平成22年4月13日 至 平成22年5月10日	
	自 平成21年10月14日 至 平成21年11月10日		A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,329,461,255 円
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,442,058,103 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	C	信託約款に定める収益調整金	236,974,517,648 円
C	信託約款に定める収益調整金	260,670,848,582 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	5,157,745,145 円	E	分配対象収益 (A + B + C + D)	238,303,978,903 円
E	分配対象収益 (A + B + C + D)	267,270,651,830 円	F	分配対象収益 (1口当たり)	0.2145 円
F	分配対象収益 (1口当たり)	0.2445 円		(1万口当たり)	2,145 円
	(1万口当たり)	2,445 円	G	分配金額	7,773,737,622 円
G	分配金額	7,647,344,672 円	H	分配金額 (1口当たり)	0.0070 円
H	分配金額 (1口当たり)	0.0070 円		(1万口当たり)	70 円
	(1万口当たり)	70 円		自 平成22年5月11日 至 平成22年6月10日	
	分配金に加算した外国支払税	2,084,115 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,101,052,410 円
	自 平成21年11月11日 至 平成21年12月10日		B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,342,121,884 円	C	信託約款に定める収益調整金	231,327,489,996 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	260,899,530,418 円	E	分配対象収益 (A + B + C + D)	232,428,542,406 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円	F	分配対象収益 (1口当たり)	0.2085 円
E	分配対象収益 (A + B + C + D)	262,241,652,302 円		(1万口当たり)	2,085 円
F	分配対象収益 (1口当たり)	0.2388 円	G	分配金額	7,800,496,099 円
	(1万口当たり)	2,388 円	H	分配金額 (1口当たり)	0.0070 円
G	分配金額	7,685,027,382 円		(1万口当たり)	70 円
H	分配金額 (1口当たり)	0.0070 円		自 平成22年6月11日 至 平成22年7月12日	
	(1万口当たり)	70 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	2,344,008,264 円
	分配金に加算した外国支払税	1,840,477 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
	自 平成21年12月11日 至 平成22年1月12日		C	信託約款に定める収益調整金	224,859,684,555 円
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,113,268,001 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	E	分配対象収益 (A + B + C + D)	227,203,692,819 円
C	信託約款に定める収益調整金	255,454,741,921 円	F	分配対象収益 (1口当たり)	0.2036 円
				(1万口当たり)	2,036 円

D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円	G	分配金額	7,808,313,126 円
E	分配対象収益 (A + B + C + D)	258,568,009,922 円	H	分配金額 (1口当たり)	0.0070 円
F	分配対象収益 (1口当たり)	0.2346 円		(1万口当たり)	70 円
	(1万口当たり)	2,346 円			
G	分配金額	7,713,722,270 円			
H	分配金額 (1口当たり)	0.0070 円			
	(1万口当たり)	70 円			

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

I 金融商品の状況に関する事項

	当期 自 平成21年1月13日 至 平成22年7月12日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

	当期 自 平成21年1月13日 至 平成22年7月12日
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

前期 (自 平成 21 年 7 月 11 日 至 平成 22 年 1 月 12 日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	192,687,272,400	9,894,615,700
親投資信託受益証券	586,029,505,483	30,281,374,080
合 計	778,716,777,883	40,175,989,780

当期 (自 平成 22 年 1 月 13 日 至 平成 22 年 7 月 12 日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	312,179,952
親投資信託受益証券	3,964,270,594
合 計	4,276,450,546

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 平成22年1月12日現在		当期 平成22年7月12日現在	
1口当たり純資産額	0.7147 円	1口当たり純資産額	0.6278 円
(1万口当たり純資産額)	(7,147 円)	(1万口当たり純資産額)	(6,278 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(国内投資証券)

(単位：円)

	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
3226	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	9,778	4,556,548,000	
3227	M I D リート投資法人 投資証券	11,497	1,946,442,100	
3229	日本コマーシャル投資法人 投資証券	16,116	1,345,686,000	
3234	森ヒルズリート投資法人 投資証券	14,496	2,655,667,200	
3240	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	7,860	2,601,660,000	
3249	産業ファンド投資法人 投資証券	4,948	1,499,244,000	
3269	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	60,251	6,995,141,100	
8951	日本ビルファンド投資法人 投資証券	33,935	24,399,265,000	
8952	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	30,629	22,879,863,000	
8953	日本リテールファンド投資法人 投資証券	105,699	12,229,374,300	
8954	オリックス不動産投資法人 投資証券	15,754	6,285,846,000	
8955	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	44,767	8,375,905,700	
8956	プレミアム投資法人 投資証券	8,772	2,793,882,000	
8957	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	10,605	4,931,325,000	
8958	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	6,067	3,628,066,000	
8959	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	19,104	8,701,872,000	
8960	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	12,604	6,339,812,000	
8961	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	15,152	10,121,536,000	
8963	インヴィンシブル投資法人 投資証券	39,864	538,164,000	
8964	フロンティア不動産投資法人 投資証券	12,021	7,248,663,000	
8966	クレッシェンド投資法人 投資証券	8,258	1,297,331,800	
8967	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	8,221	5,762,921,000	
8968	福岡リート投資法人 投資証券	6,702	3,458,232,000	
8970	ジャパン・シングルレジデンス投資法人 投資証券	3,513	418,047,000	
8972	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	14,623	3,813,678,400	
8973	積水ハウス・S I 投資法人 投資証券	7,205	1,936,704,000	
8975	F C レジデンシャル投資法人 投資証券	1,801	418,912,600	
8976	D A オフィス投資法人 投資証券	24,781	5,174,272,800	
8977	阪急リート投資法人 投資証券	5,347	1,876,797,000	
8981	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人 投資証券	6,619	1,186,786,700	
8982	トップリート投資法人 投資証券	9,705	3,920,820,000	
8983	ジャパン・オフィス投資法人 投資証券	12,813	987,882,300	
8984	ビ・ライフ投資法人 投資証券	7,434	2,932,713,000	
8985	日本ホテルファンド投資法人 投資証券	2,642	532,098,800	
8986	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	83,322	2,553,819,300	
8987	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	9,676	3,947,808,000	
	合計	692,581	180,292,787,100	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(親投資信託受益証券)

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド	233,692,448,251	345,607,761,718	
	日本株式インデックス２２５マザーファンド	215,843,411,292	170,559,463,602	
合計		449,535,859,543	516,167,225,320	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド」「日本株式インデックス25マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	平成22年1月12日現在	平成22年7月12日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		150,695,345	44,415,821
コール・ローン		133,870,542	39,239,790
国債証券		688,952,447,101	622,121,929,654
派生商品評価勘定		7,020	53,320
未収入金		-	597,634,320
未収利息		9,341,084,094	7,695,884,662
前払費用		495,087,082	388,545,410
流動資産合計		699,073,191,184	630,887,702,977
資産合計		699,073,191,184	630,887,702,977
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	1,554,147
未払金		186,969,659	-
未払解約金		58,575,349	265,724,090
流動負債合計		245,545,008	267,278,237
負債合計		245,545,008	267,278,237
純資産の部			
元本等			
元本		438,565,506,249	426,408,311,923
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		260,262,139,927	204,212,112,817
元本等合計		698,827,646,176	630,620,424,740
純資産合計		698,827,646,176	630,620,424,740
負債純資産合計		699,073,191,184	630,887,702,977

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間	自 平成21年7月11日 至 平成22年1月12日	自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

平成22年1月12日現在			平成22年7月12日現在		
1. 期首	平成21年7月11日		1. 期首	平成22年1月13日	
期首元本額	439,866,998,552	円	期首元本額	438,565,506,249	円
期首からの追加設定元本額	16,249,773,384	円	期首からの追加設定元本額	6,147,325,724	円
期首からの解約元本額	17,551,265,687	円	期首からの解約元本額	18,304,520,050	円
平成22年1月12日現在の元本の内訳 ※			平成22年7月12日現在の元本の内訳 ※		
インデックスファンド海外債券ヘッジなし (D C 専用)	8,282,013,772	円	インデックスファンド海外債券ヘッジなし (D C 専用)	8,673,513,865	円
D C インデックスバランス (株式20)	43,575,236	円	D C インデックスバランス (株式20)	48,690,316	円
D C インデックスバランス (株式40)	80,284,073	円	D C インデックスバランス (株式40)	88,456,536	円
D C インデックスバランス (株式60)	104,027,495	円	D C インデックスバランス (株式60)	112,418,397	円
D C インデックスバランス (株式80)	87,136,298	円	D C インデックスバランス (株式80)	93,066,726	円
財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型	236,932,187,049	円	財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型	233,692,448,251	円
世界の財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型	10,495,967,465	円	世界の財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型	10,657,799,968	円
日興五大陸債券ファンド (毎月分配型)	161,613,000,829	円	日興五大陸債券ファンド (毎月分配型)	152,280,415,420	円
全世界株式債券ファンド (日本・先進国・新興国) 毎月分配型	46,104,184	円	全世界株式債券ファンド (日本・先進国・新興国) 毎月分配型	49,905,229	円
日興外国債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	1,509,806,671	円	日興外国債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)	1,492,009,794	円
財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 資産成長型	1,427,283	円	財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 資産成長型	3,618,572	円
日興ストラテジック・アロケーション・ファンド (債券資産)	217,779,639	円	日興ストラテジック・アロケーション・ファンド (債券資産)	222,618,134	円
アセット・ナビゲーション・ファンド (株式80)	7,064,976	円	アセット・ナビゲーション・ファンド (株式80)	7,414,327	円
アセット・ナビゲーション・ファンド (株式60)	8,307,220	円	アセット・ナビゲーション・ファンド (株式60)	8,814,020	円
アセット・ナビゲーション・ファンド (株式40)	21,633,416	円	アセット・ナビゲーション・ファンド (株式40)	22,496,239	円
アセット・ナビゲーション・ファンド (株式20)	55,973,563	円	アセット・ナビゲーション・ファンド (株式20)	57,106,976	円
世界国債インデックスファンド (適格機関投資家向け)	3,389,607,538	円	世界国債インデックスファンド (適格機関投資家向け)	2,820,986,435	円
国際分散型ファンド40 (適格機関投資家向け)	2,008,250,208	円	国際分散型ファンド40 (適格機関投資家向け)	2,306,372,733	円
世界アセットバランスファンド40 (適格機関投資家向け)	155,622,576	円	世界アセットバランスファンド40 (適格機関投資家向け)	162,014,982	円
世界アセットバランスファンド25 (適格機関投資家向け)	256,485,109	円	世界アセットバランスファンド25 (適格機関投資家向け)	240,727,494	円
3資産バランスファンド (適格機関投資家向け)	90,709,226	円	3資産バランスファンド (適格機関投資家向け)	63,225,086	円

グローバルバランスファン ド35（適格機関投資家向 け）	71,411,505 円	グローバルバランスファン ド35（適格機関投資家向 け）	67,252,675 円
年金積立 アセット・ナビゲ ーション・ファンド（株式 20）	45,728,492 円	年金積立 アセット・ナビゲ ーション・ファンド（株式 20）	50,573,948 円
年金積立 アセット・ナビゲ ーション・ファンド（株式 40）	60,264,969 円	年金積立 アセット・ナビゲ ーション・ファンド（株式 40）	65,837,341 円
年金積立 アセット・ナビゲ ーション・ファンド（株式 60）	52,496,684 円	年金積立 アセット・ナビゲ ーション・ファンド（株式 60）	57,213,309 円
年金積立 アセット・ナビゲ ーション・ファンド（株式 80）	40,423,387 円	年金積立 アセット・ナビゲ ーション・ファンド（株式 80）	43,487,484 円
年金積立 インデックスファ ンド海外債券（ヘッジな し）	12,702,165,760 円	年金積立 インデックスファ ンド海外債券（ヘッジな し）	12,823,405,382 円
海外債券インデックスファ ンド（個人型年金向け）	186,051,626 円	海外債券インデックスファ ンド（個人型年金向け）	196,422,284 円
（合計）	438,565,506,249 円	（合計）	426,408,311,923 円
2. 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日に おける当該親投資信託の受 益権の総数	438,565,506,249 口	2. 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日に おける当該親投資信託の受 益権の総数	426,408,311,923 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

	自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり ません。
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似している ため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項についての 補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない 場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算 定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件 等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

対象期間 (自 平成 21 年 7 月 11 日 至 平成 22 年 1 月 12 日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	688,952,447,101	△3,323,007,275
合 計	688,952,447,101	△3,323,007,275

対象期間 (自 平成 22 年 1 月 13 日 至 平成 22 年 7 月 12 日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	12,992,439,398
合 計	12,992,439,398

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンド
の期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

	自 平成21年7月11日 至 平成22年1月12日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引、および為替予約取引であります。
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。

II 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(単位：円)

区分	種 類	平成22年1月12日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	86,930,480	-	86,937,500	7,020
	ユーロ	86,930,480	-	86,937,500	7,020
	合計	86,930,480	-	86,937,500	7,020

(単位：円)

区分	種 類	平成22年7月12日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	653,337,533	-	654,838,360	△1,500,827
	アメリカドル	18,488,211	-	18,692,100	△203,889
	スイスフラン	57,657,849	-	57,845,400	△187,551
	スウェーデンクローナ	39,932,770	-	40,632,360	△699,590
	シンガポールドル	50,213,555	-	50,503,500	△289,945
	ユーロ	487,045,148	-	487,165,000	△119,852
合計		653,337,533	-	654,838,360	△1,500,827

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成22年1月12日現在		平成22年7月12日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5934 円 (15,934 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4789 円 (14,789 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(外貨建債券)

外貨建債券 (アメリカドル)

(単位: アメリカドル)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	110E03 アメリカ国債 3.5% 20200515	29,000,000.00	30,087,500.00	
	111F00 アメリカ国債 5.125% 20110630	5,000,000.00	5,233,789.00	
	111F01 アメリカ国債 1.125% 20110630	28,000,000.00	28,207,810.40	
	111G00 アメリカ国債 4.875% 20110731	5,000,000.00	5,236,718.49	
	111G01 アメリカ国債 1% 20110731	27,500,000.00	27,675,095.25	
	111H00 アメリカ国債 5% 20110815	17,000,000.00	17,859,295.58	
	111H01 アメリカ国債 4.625% 20110831	10,900,000.00	11,420,730.06	
	111H02 アメリカ国債 1% 20110831	25,100,000.00	25,265,697.65	
	111I00 アメリカ国債 4.5% 20110930	10,000,000.00	10,498,828.00	
	111I01 アメリカ国債 1% 20110930	25,000,000.00	25,166,015.00	
	111J00 アメリカ国債 4.625% 20111031	10,400,000.00	10,968,343.36	
	111J01 アメリカ国債 1% 20111031	24,000,000.00	24,159,374.40	
	111K00 アメリカ国債 4.5% 20111130	11,830,000.00	12,488,967.66	
	111K01 アメリカ国債 1.75% 20111115	18,000,000.00	18,307,265.40	
	111K02 アメリカ国債 0.75% 20111130	26,500,000.00	26,587,987.95	
	111L00 アメリカ国債 4.625% 20111231	10,000,000.00	10,610,546.00	
	111L01 アメリカ国債 1.125% 20111215	21,600,000.00	21,794,060.88	
	111L02 アメリカ国債 1% 20111231	23,200,000.00	23,357,685.76	
	112A00 アメリカ国債 4.75% 20120131	8,000,000.00	8,527,499.98	
	112A01 アメリカ国債 1.125% 20120115	23,000,000.00	23,206,638.90	
	112A02 アメリカ国債 0.875% 20120131	16,500,000.00	16,580,566.20	
	112B00 アメリカ国債 4.875% 20120215	10,000,000.00	10,703,124.99	
	112B01 アメリカ国債 4.625% 20120229	9,100,000.00	9,702,875.00	
	112B02 アメリカ国債 1.375% 20120215	23,900,000.00	24,209,951.93	
	112B03 アメリカ国債 0.875% 20120229	19,000,000.00	19,092,030.30	
	112C00 アメリカ国債 4.5% 20120331	9,450,000.00	10,094,519.29	
	112C01 アメリカ国債 1.375% 20120315	21,000,000.00	21,292,030.20	
	112C02 アメリカ国債 1% 20120331	25,000,000.00	25,177,732.50	
	112D00 アメリカ国債 4.5% 20120430	9,100,000.00	9,746,952.67	
	112D01 アメリカ国債 1.375% 20120415	19,700,000.00	19,980,878.66	
	112D02 アメリカ国債 1% 20120430	19,000,000.00	19,135,076.70	
	112E00 アメリカ国債 4.75% 20120531	9,110,000.00	9,820,651.05	
	112E01 アメリカ国債 1.375% 20120515	20,950,000.00	21,244,609.37	
	112E02 アメリカ国債 0.75% 20120531	19,000,000.00	19,047,500.00	
	112F00 アメリカ国債 4.875% 20120630	8,430,000.00	9,141,281.25	
	112F01 アメリカ国債 1.875% 20120615	16,000,000.00	16,387,499.19	
	112F02 アメリカ国債 0.625% 20120630	19,000,000.00	19,000,000.00	
	112G00 アメリカ国債 4.625% 20120731	8,200,000.00	8,875,538.96	
	112G01 アメリカ国債 1.5% 20120715	26,800,000.00	27,273,186.16	
	112H00 アメリカ国債 4.375% 20120815	14,000,000.00	15,107,968.39	
	112H01 アメリカ国債 4.125% 20120831	10,000,000.00	10,744,140.00	
	112H02 アメリカ国債 1.75% 20120815	21,500,000.00	21,987,108.30	
	112I00 アメリカ国債 4.25% 20120930	10,000,000.00	10,789,843.00	

112I01	アメリカ国債 1.375% 20120915	15,000,000.00	15,210,351.00	
112J00	アメリカ国債 3.875% 20121031	9,800,000.00	10,512,413.94	
112J01	アメリカ国債 1.375% 20121015	18,000,000.00	18,246,092.40	
112K00	アメリカ国債 4% 20121115	14,400,000.00	15,490,124.63	
112K01	アメリカ国債 3.375% 20121130	10,350,000.00	10,996,065.63	
112K02	アメリカ国債 1.375% 20121115	20,100,000.00	20,363,026.59	
112L00	アメリカ国債 3.625% 20121231	9,800,000.00	10,489,444.69	
112L01	アメリカ国債 1.125% 20121215	27,200,000.00	27,393,372.96	
113A00	アメリカ国債 2.875% 20130131	10,000,000.00	10,523,828.00	
113A01	アメリカ国債 1.375% 20130115	24,100,000.00	24,397,483.17	
113B00	アメリカ国債 3.875% 20130215	13,550,000.00	14,614,944.60	
113B01	アメリカ国債 2.75% 20130228	10,900,000.00	11,437,335.12	
113B02	アメリカ国債 1.375% 20130215	12,600,000.00	12,749,132.34	
113C00	アメリカ国債 2.5% 20130331	12,800,000.00	13,368,999.68	
113C01	アメリカ国債 1.375% 20130315	10,000,000.00	10,119,531.00	
113D00	アメリカ国債 3.125% 20130430	14,600,000.00	15,506,226.38	
113D01	アメリカ国債 1.75% 20130415	25,000,000.00	25,546,875.00	
113E00	アメリカ国債 3.625% 20130515	8,000,000.00	8,609,374.40	
113E01	アメリカ国債 3.5% 20130531	14,900,000.00	15,988,979.91	
113E02	アメリカ国債 1.375% 20130515	5,000,000.00	5,055,859.00	
113F00	アメリカ国債 3.375% 20130630	13,950,000.00	14,925,409.11	
113F01	アメリカ国債 1.125% 20130615	9,500,000.00	9,531,172.35	
113G00	アメリカ国債 3.375% 20130731	12,500,000.00	13,379,882.50	
113H00	アメリカ国債 4.25% 20130815	18,400,000.00	20,195,437.02	
113H01	アメリカ国債 3.125% 20130831	15,100,000.00	16,060,264.87	
113I00	アメリカ国債 3.125% 20130930	10,900,000.00	11,590,191.27	
113J00	アメリカ国債 2.75% 20131031	14,500,000.00	15,239,159.25	
113K00	アメリカ国債 4.25% 20131115	18,000,000.00	19,816,875.00	
113K01	アメリカ国債 2% 20131130	17,900,000.00	18,357,287.72	
113L00	アメリカ国債 1.5% 20131231	23,000,000.00	23,187,772.00	
114A00	アメリカ国債 1.75% 20140131	19,550,000.00	19,853,939.94	
114B00	アメリカ国債 4% 20140215	14,780,000.00	16,187,562.92	
114B01	アメリカ国債 1.875% 20140228	12,500,000.00	12,739,745.00	
114C00	アメリカ国債 1.75% 20140331	20,500,000.00	20,781,875.00	
114D00	アメリカ国債 1.875% 20140430	21,500,000.00	21,875,409.35	
114E00	アメリカ国債 4.75% 20140515	16,050,000.00	18,083,835.13	
114E01	アメリカ国債 2.25% 20140531	22,600,000.00	23,308,015.05	
114F00	アメリカ国債 2.625% 20140630	23,300,000.00	24,343,038.47	
114G00	アメリカ国債 2.625% 20140731	20,000,000.00	20,883,591.99	
114H00	アメリカ国債 4.25% 20140815	13,000,000.00	14,436,093.10	
114H01	アメリカ国債 2.375% 20140831	24,000,000.00	24,797,810.40	
114I00	アメリカ国債 2.375% 20140930	24,600,000.00	25,393,733.76	
114J00	アメリカ国債 2.375% 20141031	27,000,000.00	27,843,750.00	
114K01	アメリカ国債 4.25% 20141115	15,000,000.00	16,678,125.00	
114K02	アメリカ国債 2.125% 20141130	26,000,000.00	26,530,155.60	
114L00	アメリカ国債 2.625% 20141231	21,500,000.00	22,370,917.70	
115A00	アメリカ国債 2.25% 20150131	22,800,000.00	23,323,686.36	
115B00	アメリカ国債 4% 20150215	24,000,000.00	26,409,374.38	
115B01	アメリカ国債 2.375% 20150228	29,000,000.00	29,826,952.40	
115C00	アメリカ国債 2.5% 20150331	19,000,000.00	19,640,507.10	
115D00	アメリカ国債 2.5% 20150430	10,000,000.00	10,329,296.00	
115E00	アメリカ国債 4.125% 20150515	18,000,000.00	19,944,842.39	
115E01	アメリカ国債 2.125% 20150531	14,300,000.00	14,512,266.34	
115F00	アメリカ国債 1.875% 20150630	14,300,000.00	14,326,812.50	
115H00	アメリカ国債 4.25% 20150815	20,500,000.00	22,855,896.90	
115K01	アメリカ国債 4.5% 20151115	16,100,000.00	18,213,125.00	
116B00	アメリカ国債 4.5% 20160215	15,800,000.00	17,841,655.45	
116B01	アメリカ国債 2.625% 20160229	13,800,000.00	14,163,327.78	

116C00	アメリカ国債 2.375% 20160331	14,600,000.00	14,768,812.50	
116D00	アメリカ国債 2.625% 20160430	13,700,000.00	14,029,656.25	
116E00	アメリカ国債 5.125% 20160515	13,000,000.00	15,112,500.00	
116E01	アメリカ国債 3.25% 20160531	11,600,000.00	12,276,967.87	
116F00	アメリカ国債 3.25% 20160630	15,000,000.00	15,837,889.50	
116G00	アメリカ国債 3.25% 20160731	15,600,000.00	16,459,218.36	
116H00	アメリカ国債 4.875% 20160815	12,000,000.00	13,830,000.00	
116H01	アメリカ国債 3% 20160831	13,800,000.00	14,335,827.78	
116I01	アメリカ国債 3% 20160930	16,200,000.00	16,812,562.50	
116J00	アメリカ国債 3.125% 20161031	14,900,000.00	15,561,187.50	
116K00	アメリカ国債 4.625% 20161115	15,000,000.00	17,040,234.00	
116K01	アメリカ国債 2.75% 20161130	20,000,000.00	20,403,124.00	
116L00	アメリカ国債 3.25% 20161231	15,000,000.00	15,731,250.00	
117A00	アメリカ国債 3.125% 20170131	11,900,000.00	12,386,225.67	
117B00	アメリカ国債 4.625% 20170215	13,050,000.00	14,827,041.99	
117B01	アメリカ国債 3% 20170228	16,000,000.00	16,512,499.20	
117C00	アメリカ国債 3.25% 20170331	15,000,000.00	15,713,671.50	
117D00	アメリカ国債 3.125% 20170430	10,000,000.00	10,391,406.00	
117E00	アメリカ国債 4.5% 20170515	12,200,000.00	13,792,670.96	
117E01	アメリカ国債 2.75% 20170531	19,000,000.00	19,296,875.00	
117F00	アメリカ国債 2.5% 20170630	19,000,000.00	18,991,094.70	
117H00	アメリカ国債 4.75% 20170815	14,000,000.00	16,101,093.39	
117K00	アメリカ国債 4.25% 20171115	17,900,000.00	20,004,647.99	
118B00	アメリカ国債 3.5% 20180215	20,700,000.00	21,985,662.51	
118E00	アメリカ国債 3.875% 20180515	19,850,000.00	21,548,103.98	
118H00	アメリカ国債 4% 20180815	23,400,000.00	25,562,670.12	
118K01	アメリカ国債 3.75% 20181115	39,300,000.00	42,087,843.75	
119B00	アメリカ国債 2.75% 20190215	35,900,000.00	35,526,973.86	
119E00	アメリカ国債 3.125% 20190515	40,000,000.00	40,521,872.00	
119H00	アメリカ国債 3.625% 20190815	37,500,000.00	39,348,630.00	
119K00	アメリカ国債 3.375% 20191115	33,500,000.00	34,416,013.95	
138B00	アメリカ国債 4.375% 20380215	12,000,000.00	12,711,561.60	
215020	アメリカ国債 11.25% 20150215	3,000,000.00	4,268,906.08	
216110	アメリカ国債 7.5% 20161115	10,200,000.00	13,304,625.00	
216E00	アメリカ国債 7.25% 20160515	9,000,000.00	11,510,155.78	
217050	アメリカ国債 8.75% 20170515	8,000,000.00	11,200,000.00	
217080	アメリカ国債 8.875% 20170815	4,000,000.00	5,666,249.99	
219020	アメリカ国債 8.875% 20190215	5,000,000.00	7,319,921.49	
219022	アメリカ国債 8.125% 20190815	9,000,000.00	12,731,483.69	
220080	アメリカ国債 8.75% 20200815	8,650,000.00	12,866,875.00	
220B00	アメリカ国債 8.5% 20200215	5,400,000.00	7,862,484.23	
220B02	アメリカ国債 3.625% 20200215	36,700,000.00	38,443,250.00	
221020	アメリカ国債 7.875% 20210215	5,000,000.00	7,096,875.00	
221050	アメリカ国債 8.125% 20210515	3,000,000.00	4,338,046.80	
221080	アメリカ国債 8.125% 20210815	4,060,000.00	5,887,634.16	
221110	アメリカ国債 8% 20211115	15,000,000.00	21,626,952.00	
222080	アメリカ国債 7.25% 20220815	4,000,000.00	5,520,000.00	
223020	アメリカ国債 7.125% 20230215	8,000,000.00	10,971,874.38	
223080	アメリカ国債 6.25% 20230815	14,800,000.00	19,004,124.98	
224K01	アメリカ国債 7.5% 20241115	6,500,000.00	9,336,132.64	
225020	アメリカ国債 7.625% 20250215	3,000,000.00	4,362,421.80	
225080	アメリカ国債 6.875% 20250815	5,000,000.00	6,865,625.00	
226020	アメリカ国債 6% 20260215	8,300,000.00	10,587,038.44	
226080	アメリカ国債 6.75% 20260815	3,310,000.00	4,546,336.62	
226110	アメリカ国債 6.5% 20261115	2,700,000.00	3,629,601.36	
227080	アメリカ国債 6.375% 20270815	4,000,000.00	5,328,437.19	
227110	アメリカ国債 6.125% 20271115	8,700,000.00	11,318,835.71	
228H00	アメリカ国債 5.5% 20280815	7,370,000.00	9,002,915.62	

	228K00	アメリカ国債 5.25% 20281115	6,100,000.00	7,245,656.24	
	229B00	アメリカ国債 5.25% 20290215	7,700,000.00	9,145,554.10	
	229H00	アメリカ国債 6.125% 20290815	6,000,000.00	7,861,874.99	
	230B00	アメリカ国債 6.25% 20300515	10,000,000.00	13,329,686.97	
	231B00	アメリカ国債 5.375% 20310215	11,300,000.00	13,687,125.00	
	236B00	アメリカ国債 4.5% 20360215	17,500,000.00	18,961,522.99	
	237B00	アメリカ国債 4.75% 20370215	10,900,000.00	12,270,163.78	
	237E00	アメリカ国債 5% 20370515	10,500,000.00	12,282,538.80	
	238E00	アメリカ国債 4.5% 20380515	17,000,000.00	18,360,000.00	
	239B00	アメリカ国債 3.5% 20390215	21,000,000.00	19,096,875.00	
	239E00	アメリカ国債 4.25% 20390515	22,300,000.00	23,077,014.50	
	239H00	アメリカ国債 4.5% 20390815	21,000,000.00	22,635,702.60	
	239K00	アメリカ国債 4.375% 20391115	19,000,000.00	20,070,233.90	
	240B00	アメリカ国債 4.625% 20400215	16,000,000.00	17,603,748.80	
	240E00	アメリカ国債 4.375% 20400515	5,000,000.00	5,289,062.50	
	N00106	アメリカ国債 6.625% 20270215	4,000,000.00	5,447,812.38	
国債証券 計			2,710,690,000.00	2,893,080,330.31	
アメリカドル 計			2,710,690,000.00	2,893,080,330.31	
(邦貨換算額)			(241,305,623,800)	(257,542,011,004)	

外貨建債券 (カナダドル)

(単位：カナダドル)

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	311I00	カナダ国債 3.75% 20110901	6,500,000.00	6,687,720.00	
	311I01	カナダ国債 1% 20110901	6,950,000.00	6,935,752.50	
	311L00	カナダ国債 1.25% 20111201	5,400,000.00	5,395,842.00	
	312C00	カナダ国債 1.5% 20120301	3,800,000.00	3,803,420.00	
	312F00	カナダ国債 5.25% 20120601	7,250,000.00	7,746,407.50	
	312F01	カナダ国債 3.75% 20120601	5,200,000.00	5,410,288.00	
	312F02	カナダ国債 1.5% 20120601	4,700,000.00	4,693,655.00	
	312I00	カナダ国債 2% 20120901	7,600,000.00	7,645,828.00	
	313F00	カナダ国債 5.25% 20130601	6,000,000.00	6,543,060.00	
	313F01	カナダ国債 3.5% 20130601	10,800,000.00	11,244,528.00	
	313I00	カナダ国債 2.5% 20130901	2,700,000.00	2,729,835.00	
	314F00	カナダ国債 5% 20140601	7,300,000.00	8,012,042.00	
	314F01	カナダ国債 3% 20140601	10,500,000.00	10,742,865.00	
	314L00	カナダ国債 2% 20141201	10,300,000.00	10,097,090.00	
	315C00	カナダ国債 1.75% 20130301	4,500,000.00	4,478,805.00	
	315F00	カナダ国債 4.5% 20150601	7,550,000.00	8,229,349.00	
	315L00	カナダ国債 3% 20151201	2,000,000.00	2,032,460.00	
	316F00	カナダ国債 4% 20160601	7,650,000.00	8,157,195.00	
	317F00	カナダ国債 4% 20170601	7,300,000.00	7,789,100.00	
	318F00	カナダ国債 4.25% 20180601	7,000,000.00	7,591,850.00	
	319F00	カナダ国債 3.75% 20190601	12,900,000.00	13,498,560.00	
	320F00	カナダ国債 3.5% 20200601	3,500,000.00	3,579,625.00	
	323F00	カナダ国債 8% 20230601	1,600,000.00	2,351,696.00	
	325F00	カナダ国債 9% 20250601	1,300,000.00	2,112,682.00	
	327F00	カナダ国債 8% 20270601	4,500,000.00	6,937,200.00	
	329F00	カナダ国債 5.75% 20290601	9,300,000.00	11,840,202.00	
	333F00	カナダ国債 5.75% 20330601	8,900,000.00	11,565,550.00	
	337F00	カナダ国債 5% 20370601	9,200,000.00	11,127,400.00	
	341F00	カナダ国債 4% 20410601	6,900,000.00	7,247,208.00	
	815F00	カナダ国債 2.5% 20150601	2,300,000.00	2,296,642.00	
国債証券 計			191,400,000.00	208,523,857.00	
カナダドル 計			191,400,000.00	208,523,857.00	
(邦貨換算額)			(16,529,304,000)	(18,008,120,291)	

外貨建債券（オーストラリアドル）

（単位：オーストラリアドル）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	312D00	オーストラリア国債 5.75% 20120415	8,900,000.00	9,083,242.10	
	312K00	オーストラリア国債 4.75% 20121115	3,000,000.00	3,014,400.00	
	313E00	オーストラリア国債 6.5% 20130515	10,100,000.00	10,624,311.20	
	313L00	オーストラリア国債 5.5% 20131215	1,400,000.00	1,430,496.20	
	314F00	オーストラリア国債 6.25% 20140615	7,300,000.00	7,703,222.80	
	315D00	オーストラリア国債 6.25% 20150415	7,500,000.00	7,967,670.00	
	317B00	オーストラリア国債 6% 20170215	7,600,000.00	8,050,877.60	
	319C00	オーストラリア国債 5.25% 20190315	6,400,000.00	6,488,582.40	
	320D00	オーストラリア国債 4.5% 20200415	4,800,000.00	4,573,142.40	
	321E00	オーストラリア国債 5.75% 20210515	6,150,000.00	6,448,127.40	
	322G00	オーストラリア国債 5.75% 20220715	1,800,000.00	1,884,346.20	
国債証券 計			64,950,000.00	67,268,418.30	
オーストラリアドル 計			64,950,000.00	67,268,418.30	
（邦貨換算額）			(5,067,399,000)	(5,248,281,996)	

外貨建債券（イギリスポンド）

（単位：イギリスポンド）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	311G00	イギリス国債 9% 20110712	3,500,000.00	3,791,280.50	
	311L00	イギリス国債 3.25% 20111207	11,700,000.00	12,126,652.20	
	312C00	イギリス国債 5% 20120307	17,800,000.00	19,048,064.80	
	312F00	イギリス国債 5.25% 20120607	14,400,000.00	15,590,721.60	
	313C00	イギリス国債 4.5% 20130307	17,100,000.00	18,598,934.70	
	313I00	イギリス国債 8% 20130927	2,800,000.00	3,384,570.00	
	314C00	イギリス国債 2.25% 20140307	16,800,000.00	17,204,812.80	
	314I00	イギリス国債 5% 20140907	10,500,000.00	11,838,099.00	
	315A01	イギリス国債 2.75% 20150122	9,400,000.00	9,704,278.00	
	315I00	イギリス国債 4.75% 20150907	11,500,000.00	12,957,050.00	
	315L00	イギリス国債 8% 20151207	4,000,000.00	5,175,664.00	
	316I00	イギリス国債 4% 20160907	12,000,000.00	13,027,404.00	
	317H00	イギリス国債 8.75% 20170825	5,500,000.00	7,645,038.50	
	318C00	イギリス国債 5% 20180307	6,900,000.00	7,877,095.20	
	319C00	イギリス国債 4.5% 20190307	13,000,000.00	14,304,264.00	
	319I00	イギリス国債 3.75% 20190907	12,400,000.00	12,865,892.80	
	320C00	イギリス国債 4.75% 20200307	9,800,000.00	10,951,754.80	
	320I00	イギリス国債 3.75% 20200907	900,000.00	924,487.20	
	321F00	イギリス国債 8% 20210607	8,500,000.00	12,075,304.00	
	322C00	イギリス国債 4% 20220307	7,500,000.00	7,788,345.00	
	325C00	イギリス国債 5% 20250307	11,500,000.00	12,985,915.00	
	327L00	イギリス国債 4.25% 20271207	9,200,000.00	9,477,232.80	
	328L00	イギリス国債 6% 20281207	7,300,000.00	9,213,366.50	
	330L00	イギリス国債 4.75% 20301207	9,000,000.00	9,812,124.00	
	332F00	イギリス国債 4.25% 20320607	10,400,000.00	10,604,786.40	
	334I00	イギリス国債 4.5% 20340907	4,500,000.00	4,734,522.00	
	336C00	イギリス国債 4.25% 20360307	11,600,000.00	11,789,590.40	
	338L00	イギリス国債 4.75% 20381207	12,000,000.00	13,216,668.00	
	339I00	イギリス国債 4.25% 20390907	7,000,000.00	7,120,827.00	
	342L00	イギリス国債 4.5% 20421207	13,000,000.00	13,825,851.00	
	346L00	イギリス国債 4.25% 20461207	11,000,000.00	11,227,150.00	
	349L00	イギリス国債 4.25% 20491207	8,500,000.00	8,702,478.50	
	355L00	イギリス国債 4.25% 20551207	10,000,000.00	10,286,970.00	
	360A00	イギリス国債 4% 20600122	1,700,000.00	1,659,424.40	
国債証券 計			322,700,000.00	351,536,619.10	
イギリスポンド 計			322,700,000.00	351,536,619.10	
（邦貨換算額）			(43,219,211,000)	(47,081,299,396)	

外貨建債券（スイスフラン）

（単位：スイスフラン）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	313B00	スイス国債 4% 20130211	7,000,000.00	7,622,160.00	
	314A00	スイス国債 4.25% 20140106	5,400,000.00	6,071,274.00	
	316C00	スイス国債 2.5% 20160312	5,000,000.00	5,427,475.00	
	318A00	スイス国債 3% 20180108	9,000,000.00	10,131,669.00	
	319E00	スイス国債 3% 20190512	400,000.00	454,423.20	
	323B00	スイス国債 4% 20230211	5,600,000.00	7,096,448.80	
	328D00	スイス国債 4% 20280408	1,900,000.00	2,520,475.40	
国債証券 計			34,300,000.00	39,323,925.40	
スイスフラン 計			34,300,000.00	39,323,925.40	
（邦貨換算額）			(2,888,060,000)	(3,311,074,519)	

外貨建債券（スウェーデンクローナ）

（単位：スウェーデンクローナ）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	312J00	スウェーデン国債 5.5% 20121008	42,000,000.00	45,688,440.00	
	314E00	スウェーデン国債 6.75% 20140505	49,000,000.00	57,722,490.00	
	315H00	スウェーデン国債 4.5% 20150812	30,180,000.00	33,605,430.00	
	316G00	スウェーデン国債 3% 20160712	28,000,000.00	29,068,648.00	
	317H01	スウェーデン国債 3.75% 20170812	32,000,000.00	34,713,376.00	
	319C00	スウェーデン国債 4.25% 20190312	53,000,000.00	59,785,378.00	
	320L00	スウェーデン国債 5% 20201201	42,900,000.00	51,836,370.30	
	339C00	スウェーデン国債 3.5% 20390330	26,200,000.00	27,036,670.80	
国債証券 計			303,280,000.00	339,456,803.10	
スウェーデンクローナ 計			303,280,000.00	339,456,803.10	
（邦貨換算額）			(3,596,900,800)	(4,025,957,685)	

外貨建債券（シンガポールドル）

（単位：シンガポールドル）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	310J00	シンガポール国債 2.5% 20121001	1,200,000.00	1,253,742.00	
	311G00	シンガポール国債 3.625% 20110701	3,800,000.00	3,921,204.80	
	312D00	シンガポール国債 2.625% 20120401	3,300,000.00	3,425,439.60	
	312G00	シンガポール国債 3.5% 20120701	1,600,000.00	1,698,246.40	
	313D00	シンガポール国債 1.625% 20130401	1,600,000.00	1,647,934.40	
	313G04	シンガポール国債 2.25% 20130701	1,900,000.00	1,998,638.50	
	314G00	シンガポール国債 3.625% 20140701	3,800,000.00	4,222,263.60	
	314J00	シンガポール国債 1.375% 20141001	900,000.00	921,816.90	
	315G05	シンガポール国債 2.875% 20150701	1,600,000.00	1,744,372.80	
	316I00	シンガポール国債 3.75% 20160901	3,050,000.00	3,467,602.95	
	317D00	シンガポール国債 2.375% 20170401	1,200,000.00	1,261,670.40	
	318I00	シンガポール国債 4% 20180901	2,300,000.00	2,650,152.00	
	319F00	シンガポール国債 2.5% 20190601	1,150,000.00	1,190,388.00	
	320I00	シンガポール国債 3.25% 20200901	2,550,000.00	2,736,109.20	
	322I00	シンガポール国債 3.125% 20220901	1,750,000.00	1,837,808.00	
	324I00	シンガポール国債 3% 20240901	1,000,000.00	1,014,402.00	
	327C00	シンガポール国債 3.5% 20270301	2,900,000.00	3,087,693.80	
国債証券 計			35,600,000.00	38,079,485.35	
シンガポールドル 計			35,600,000.00	38,079,485.35	
（邦貨換算額）			(2,296,556,000)	(2,456,507,600)	

外貨建債券（マレーシアリンギット）

（単位：マレーシアリンギット）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	311I00	マレーシア国債 3.833% 20110928	12,000,000.00	12,141,192.00	
	312B00	マレーシア国債 2.711% 20120214	4,300,000.00	4,285,517.60	
	312F00	マレーシア国債 3.718% 20120615	7,500,000.00	7,598,610.00	

	312H00	マレーシア国債 2.509% 20120827	9,500,000.00	9,394,607.00	
	313B00	マレーシア国債 3.702% 20130225	11,000,000.00	11,152,614.00	
	313G00	マレーシア国債 3.461% 20130731	5,000,000.00	5,033,960.00	
	314D00	マレーシア国債 5.094% 20140430	17,200,000.00	18,261,635.60	
	315B00	マレーシア国債 3.741% 20150227	5,000,000.00	5,059,290.00	
	315H00	マレーシア国債 3.835% 20150812	2,000,000.00	2,029,472.00	
	315I00	マレーシア国債 4.72% 20150930	5,200,000.00	5,492,479.20	
	316I00	マレーシア国債 4.262% 20160915	6,000,000.00	6,209,574.00	
	317B00	マレーシア国債 3.814% 20170215	6,000,000.00	6,053,352.00	
	318B00	マレーシア国債 4.24% 20180207	9,000,000.00	9,293,130.00	
	319G00	マレーシア国債 5.734% 20190730	3,800,000.00	4,339,600.00	
	319K00	マレーシア国債 4.378% 20191129	10,000,000.00	10,388,650.00	
	327E00	マレーシア国債 3.502% 20270531	3,800,000.00	3,435,853.60	
	328I00	マレーシア国債 5.248% 20280915	3,000,000.00	3,328,461.00	
国債証券 計			120,300,000.00	123,497,998.00	
マレーシアリングギット 計			120,300,000.00	123,497,998.00	
(邦貨換算額)			(3,349,152,000)	(3,438,184,264)	

外貨建債券（デンマーククローネ）

（単位：デンマーククローネ）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	311K00	デンマーク国債 6% 20111115	29,500,000.00	31,515,056.50	
	312K00	デンマーク国債 4% 20121115	43,000,000.00	45,846,471.00	
	313K00	デンマーク国債 5% 20131115	46,000,000.00	51,388,670.00	
	315K00	デンマーク国債 4% 20151115	53,000,000.00	58,464,353.00	
	317K00	デンマーク国債 4% 20171115	34,000,000.00	37,643,304.00	
	319K00	デンマーク国債 4% 20191115	43,700,000.00	48,410,335.60	
	324K00	デンマーク国債 7% 20241110	16,000,000.00	23,506,176.00	
	339K00	デンマーク国債 4.5% 20391115	61,900,000.00	76,691,190.70	
国債証券 計			327,100,000.00	373,465,556.80	
デンマーククローネ 計			327,100,000.00	373,465,556.80	
(邦貨換算額)			(4,926,126,000)	(5,624,391,285)	

外貨建債券（ノルウェークローネ）

（単位：ノルウェークローネ）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	313E00	ノルウェー国債 6.5% 20130515	39,100,000.00	43,399,709.70	
	315E00	ノルウェー国債 5% 20150515	29,900,000.00	33,055,586.20	
	317E00	ノルウェー国債 4.25% 20170519	24,000,000.00	25,921,584.00	
	319E00	ノルウェー国債 4.5% 20190522	14,800,000.00	16,266,280.40	
国債証券 計			107,800,000.00	118,643,160.30	
ノルウェークローネ 計			107,800,000.00	118,643,160.30	
(邦貨換算額)			(1,505,966,000)	(1,657,444,949)	

外貨建債券（ポーランドズロチ）

（単位：ポーランドズロチ）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	312D00	ポーランド国債 4.75% 20120425	64,000,000.00	64,300,800.00	
	313D00	ポーランド国債 5.25% 20130425	16,200,000.00	16,374,960.00	
	313J00	ポーランド国債 5% 20131024	13,500,000.00	13,500,000.00	
	314D00	ポーランド国債 5.75% 20140425	19,000,000.00	19,370,500.00	
	315D00	ポーランド国債 5.5% 20150425	5,500,000.00	5,540,700.00	
	315J00	ポーランド国債 6.25% 20151024	17,500,000.00	18,182,500.00	
	317J00	ポーランド国債 5.25% 20171025	18,000,000.00	17,663,400.00	
	319J00	ポーランド国債 5.5% 20191025	14,400,000.00	14,191,200.00	
	320J00	ポーランド国債 5.25% 20201025	1,900,000.00	1,819,250.00	
	322I00	ポーランド国債 5.75% 20220923	17,900,000.00	17,649,400.00	
国債証券 計			187,900,000.00	188,592,710.00	
ポーランドズロチ 計			187,900,000.00	188,592,710.00	
(邦貨換算額)			(5,186,040,000)	(5,205,158,796)	

外貨建債券（ユーロ）

（単位：ユーロ）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	304D00 フランス国債 5.5% 20290425	12,000,000.00	15,285,696.00	
	311G00 ドイツ国債 5% 20110704	13,000,000.00	13,559,923.00	
	311G01 スペイン国債 5.4% 20110730	9,800,000.00	10,145,940.00	
	311G02 オランダ国債 5% 20110715	9,200,000.00	9,598,654.40	
	311G03 フランス国債 3.5% 20110712	12,000,000.00	12,336,732.00	
	311H00 イタリア国債 5.25% 20110801	10,200,000.00	10,596,341.40	
	311I00 ベルギー国債 5% 20110928	8,000,000.00	8,381,712.00	
	311I01 イタリア国債 3.75% 20110915	5,400,000.00	5,536,949.40	
	311I02 イタリア国債 4.25% 20110901	12,800,000.00	13,179,353.60	
	311I03 フランス国債 1.5% 20110912	11,600,000.00	11,711,278.80	
	311I04 ドイツ国債 1.25% 20110916	9,800,000.00	9,876,097.00	
	311J00 スペイン国債 5.35% 20111031	9,000,000.00	9,389,700.00	
	311J01 ドイツ国債 3.5% 20111014	13,100,000.00	13,572,831.40	
	311K00 アイルランド国債 4% 20111111	2,800,000.00	2,882,709.20	
	311L01 ドイツ国債 1.25% 20111216	12,400,000.00	12,512,034.00	
	312A00 ドイツ国債 5% 20120104	16,000,000.00	17,020,112.00	
	312A01 フランス国債 3.75% 20120112	12,750,000.00	13,318,994.25	
	312A02 オランダ国債 2.5% 20120115	9,000,000.00	9,234,774.00	
	312B00 イタリア国債 5% 20120201	17,000,000.00	17,857,820.00	
	312C01 アイルランド国債 3.9% 20120305	3,800,000.00	3,892,359.00	
	312C02 イタリア国債 3% 20120301	12,400,000.00	12,659,817.20	
	312C03 ベルギー国債 2% 20120328	4,300,000.00	4,374,226.60	
	312C04 ドイツ国債 1% 20120316	10,200,000.00	10,251,846.60	
	312D00 フランス国債 5% 20120425	11,020,000.00	11,834,300.86	
	312D01 ドイツ国債 4% 20120413	11,450,000.00	12,114,569.45	
	312D02 イタリア国債 4% 20120415	8,550,000.00	8,876,823.75	
	312D03 スペイン国債 2.75% 20120430	7,800,000.00	7,859,358.00	
	312F00 ポルトガル国債 5% 20120615	4,600,000.00	4,780,320.00	
	312F01 ドイツ国債 0.5% 20120615	1,000,000.00	994,975.00	
	312G00 オーストリア国債 5% 20120715	6,100,000.00	6,597,790.50	
	312G01 スペイン国債 5% 20120730	8,000,000.00	8,390,000.00	
	312G02 ドイツ国債 5% 20120704	16,150,000.00	17,482,213.50	
	312G03 オランダ国債 5% 20120715	9,600,000.00	10,386,768.00	
	312G04 フランス国債 4.5% 20120712	14,100,000.00	15,108,488.40	
	312G05 イタリア国債 2.5% 20120701	9,500,000.00	9,627,176.50	
	312I00 ベルギー国債 5% 20120928	8,100,000.00	8,795,514.60	
	312I01 フィンランド国債 4.25% 20120915	3,500,000.00	3,751,902.00	
	312I02 フランス国債 0.75% 20120920	2,500,000.00	2,491,787.50	
	312J00 フランス国債 4.75% 20121025	13,400,000.00	14,540,728.60	
	312J01 スペイン国債 3.9% 20121031	10,000,000.00	10,282,500.00	
	312J02 ドイツ国債 4.25% 20121012	11,000,000.00	11,848,144.00	
	312J03 イタリア国債 4.25% 20121015	10,500,000.00	11,036,613.00	
	312L00 フランス国債 8.5% 20121226	4,360,000.00	5,155,320.68	
	312L01 ベルギー国債 8% 20121224	4,400,000.00	5,120,209.60	
	312L02 イタリア国債 2% 20121215	10,300,000.00	10,309,692.30	
	313A00 スペイン国債 6.15% 20130131	9,900,000.00	10,723,383.00	
	313A01 ドイツ国債 4.5% 20130104	13,000,000.00	14,146,210.00	
	313A02 フランス国債 3.75% 20130112	12,000,000.00	12,802,260.00	
	313A03 オランダ国債 1.75% 20130115	4,500,000.00	4,585,162.50	
	313B00 イタリア国債 4.75% 20130201	13,300,000.00	14,150,202.50	
	313C00 ベルギー国債 4% 20130328	6,900,000.00	7,395,758.10	
	313D00 フランス国債 4% 20130425	12,000,000.00	12,944,328.00	
	313D01 アイルランド国債 5% 20130418	4,100,000.00	4,292,404.80	
	313D02 ドイツ国債 3.5% 20130412	10,800,000.00	11,571,465.60	
	313D03 イタリア国債 4.25% 20130415	12,800,000.00	13,504,755.20	
	313D04 スペイン国債 2.3% 20130430	5,600,000.00	5,533,696.00	

313F00	イタリア国債 2% 20130601	900,000.00	895,428.00	
313G00	スペイン国債 4.2% 20130730	10,200,000.00	10,579,440.00	
313G01	オランダ国債 4.25% 20130715	9,700,000.00	10,592,264.20	
313G02	ドイツ国債 3.75% 20130704	12,000,000.00	12,964,008.00	
313G03	フィンランド国債 5.375% 20130704	3,800,000.00	4,274,327.40	
313G04	フランス国債 4.5% 20130712	8,600,000.00	9,426,331.00	
313H00	イタリア国債 4.25% 20130801	16,950,000.00	17,937,371.40	
313I00	ベルギー国債 4.25% 20130928	8,100,000.00	8,802,391.50	
313I01	ポルトガル国債 5.45% 20130923	5,100,000.00	5,407,428.00	
313J00	オーストリア国債 3.8% 20131020	7,300,000.00	7,863,100.10	
313J01	フランス国債 4% 20131025	11,700,000.00	12,707,709.30	
313J02	ドイツ国債 4% 20131011	11,000,000.00	12,053,569.00	
313L00	イタリア国債 3.75% 20131215	12,800,000.00	13,349,324.80	
314A00	ドイツ国債 4.25% 20140104	14,000,000.00	15,474,634.00	
314A01	スペイン国債 4.25% 20140131	9,200,000.00	9,579,435.60	
314A02	フランス国債 2.5% 20140112	14,900,000.00	15,460,299.60	
314A03	アイルランド国債 4% 20140115	6,300,000.00	6,390,864.90	
314C00	ベルギー国債 4% 20140328	7,000,000.00	7,566,979.00	
314D00	フランス国債 4% 20140425	14,000,000.00	15,290,716.00	
314D01	ドイツ国債 2.25% 20140411	10,450,000.00	10,899,506.75	
314F00	ポルトガル国債 4.375% 20140616	4,000,000.00	4,101,960.00	
314F01	イタリア国債 3.5% 20140601	10,900,000.00	11,259,645.50	
314G00	スペイン国債 4.75% 20140730	10,800,000.00	11,395,728.00	
314G01	ドイツ国債 4.25% 20140704	16,000,000.00	17,798,976.00	
314G02	オーストリア国債 4.3% 20140715	6,000,000.00	6,615,930.00	
314G03	オランダ国債 3.75% 20140715	9,000,000.00	9,816,876.00	
314G04	フランス国債 3% 20140712	11,400,000.00	12,033,224.40	
314H00	イタリア国債 4.25% 20140801	18,600,000.00	19,750,056.60	
314I00	ベルギー国債 4.25% 20140928	7,600,000.00	8,311,755.20	
314I01	フィンランド国債 3.125% 20140915	4,100,000.00	4,375,880.80	
314J00	フランス国債 4% 20141025	12,900,000.00	14,123,655.30	
314J01	オーストリア国債 3.4% 20141020	6,700,000.00	7,145,637.10	
314J02	ポルトガル国債 3.6% 20141015	3,400,000.00	3,374,840.00	
314J03	スペイン国債 3.3% 20141031	7,000,000.00	6,992,300.00	
314J04	ドイツ国債 2.5% 20141010	11,500,000.00	12,042,719.50	
315A00	スペイン国債 4.4% 20150131	11,000,000.00	11,434,500.00	
315A01	ドイツ国債 3.75% 20150104	17,000,000.00	18,643,526.00	
315A02	オランダ国債 2.75% 20150115	8,300,000.00	8,695,071.70	
315A03	フランス国債 2.5% 20150115	11,000,000.00	11,354,937.00	
315B00	イタリア国債 4.25% 20150201	16,400,000.00	17,448,468.40	
315B01	ドイツ国債 2.5% 20150227	10,200,000.00	10,635,825.60	
315C00	ベルギー国債 8% 20150328	4,300,000.00	5,425,310.00	
315C01	ベルギー国債 3.5% 20150328	5,950,000.00	6,312,117.00	
315D00	フランス国債 3.5% 20150425	12,500,000.00	13,439,150.00	
315D01	イタリア国債 3% 20150415	9,900,000.00	10,002,960.00	
315D02	スペイン国債 3% 20150430	1,000,000.00	977,428.00	
315D03	ドイツ国債 2.25% 20150410	3,000,000.00	3,090,243.00	
315G00	フィンランド国債 4.25% 20150704	3,000,000.00	3,352,959.00	
315G02	ドイツ国債 3.25% 20150704	12,700,000.00	13,656,030.60	
315G03	オランダ国債 3.25% 20150715	8,300,000.00	8,881,821.70	
315G04	オーストリア国債 3.5% 20150715	6,900,000.00	7,385,387.40	
315G05	フランス国債 2% 20150712	900,000.00	903,114.00	
315H00	イタリア国債 3.75% 20150801	18,200,000.00	18,969,914.60	
315I00	ベルギー国債 3.75% 20150928	8,000,000.00	8,558,584.00	
315J00	フランス国債 3% 20151025	19,000,000.00	19,971,204.00	
315J01	ポルトガル国債 3.35% 20151015	5,200,000.00	4,997,304.00	
316A00	ドイツ国債 3.5% 20160104	14,000,000.00	15,226,288.00	
316A01	スペイン国債 3.15% 20160131	10,300,000.00	9,976,889.00	

316C00	ベルギー国債 2.75% 20160328	1,500,000.00	1,523,065.50	
316D00	アイルランド国債 4.6% 20160418	4,800,000.00	4,859,856.00	
316D01	フランス国債 3.25% 20160425	16,000,000.00	16,989,888.00	
316F00	ドイツ国債 6% 20160620	2,900,000.00	3,547,787.50	
316G01	ドイツ国債 4% 20160704	15,000,000.00	16,745,385.00	
316G02	オランダ国債 4% 20160715	8,200,000.00	9,099,113.60	
316H00	イタリア国債 3.75% 20160801	18,000,000.00	18,716,292.00	
316I00	ベルギー国債 3.25% 20160928	8,200,000.00	8,514,798.00	
316I01	オーストリア国債 4% 20160915	6,900,000.00	7,568,961.90	
316J00	フランス国債 5% 20161025	16,600,000.00	19,284,535.40	
316J01	ポルトガル国債 4.2% 20161015	3,300,000.00	3,248,520.00	
317A00	スペイン国債 3.8% 20170131	9,400,000.00	9,233,338.00	
317A01	ドイツ国債 3.75% 20170104	13,600,000.00	14,994,938.40	
317B00	イタリア国債 4% 20170201	14,500,000.00	15,102,649.00	
317B01	オーストリア国債 3.2% 20170220	3,000,000.00	3,140,556.00	
317C00	ベルギー国債 4% 20170328	6,800,000.00	7,335,738.00	
317D00	フランス国債 3.75% 20170425	13,600,000.00	14,788,735.20	
317G00	スペイン国債 5.5% 20170730	9,700,000.00	10,452,720.00	
317G02	ドイツ国債 4.25% 20170704	12,900,000.00	14,628,677.40	
317G03	オランダ国債 4.5% 20170715	8,000,000.00	9,120,056.00	
317H00	イタリア国債 5.25% 20170801	14,200,000.00	15,792,416.40	
317I00	ベルギー国債 5.5% 20170928	5,200,000.00	6,124,861.60	
317I01	フィンランド国債 3.875% 20170915	3,800,000.00	4,192,186.60	
317I02	オーストリア国債 4.3% 20170915	4,200,000.00	4,670,803.20	
317J00	ポルトガル国債 4.35% 20171016	4,200,000.00	4,091,640.00	
317J01	フランス国債 4.25% 20171025	12,700,000.00	14,196,542.60	
318A00	オーストリア国債 4.65% 20180115	6,700,000.00	7,599,903.80	
318A01	ドイツ国債 4% 20180104	13,500,000.00	15,068,038.50	
318B00	イタリア国債 4.5% 20180201	14,100,000.00	14,918,448.60	
318C00	ベルギー国債 4% 20180328	6,200,000.00	6,692,639.60	
318D00	フランス国債 4% 20180425	12,500,000.00	13,759,150.00	
318F00	ポルトガル国債 4.45% 20180615	4,100,000.00	3,962,240.00	
318G00	スペイン国債 4.1% 20180730	9,800,000.00	9,577,344.00	
318G01	オランダ国債 4% 20180715	8,600,000.00	9,522,874.60	
318G03	ドイツ国債 4.25% 20180704	12,800,000.00	14,535,244.80	
318H00	イタリア国債 4.5% 20180801	13,500,000.00	14,237,032.50	
318J00	アイルランド国債 4.5% 20181018	5,300,000.00	5,174,761.00	
318J01	フランス国債 4.25% 20181025	11,500,000.00	12,829,653.00	
319A00	ドイツ国債 3.75% 20190104	14,200,000.00	15,591,756.20	
319B00	イタリア国債 4.25% 20190201	16,000,000.00	16,483,824.00	
319C00	オーストリア国債 4.35% 20190315	6,600,000.00	7,357,719.60	
319C01	イタリア国債 4.5% 20190301	13,000,000.00	13,620,646.00	
319C02	ベルギー国債 4% 20190328	6,000,000.00	6,420,438.00	
319D00	フランス国債 4.25% 20190425	17,200,000.00	19,167,422.00	
319F00	アイルランド国債 4.4% 20190618	5,500,000.00	5,239,091.00	
319F01	ポルトガル国債 4.75% 20190614	4,600,000.00	4,476,766.00	
319G00	フィンランド国債 4.375% 20190704	3,500,000.00	3,968,702.50	
319G01	スペイン国債 4.6% 20190730	9,650,000.00	9,724,729.60	
319G02	オランダ国債 4% 20190715	8,200,000.00	9,084,411.00	
319G04	ドイツ国債 3.5% 20190704	17,150,000.00	18,490,358.25	
319I00	イタリア国債 4.25% 20190901	13,490,000.00	13,868,340.54	
319J00	フランス国債 8.5% 20191025	6,550,000.00	9,601,756.35	
319J03	スペイン国債 4.3% 20191031	8,000,000.00	7,866,880.00	
319J04	アイルランド国債 5.9% 20191018	4,550,000.00	4,793,506.90	
319J05	フランス国債 3.75% 20191025	12,500,000.00	13,377,362.50	
320A00	ドイツ国債 3.25% 20200104	14,700,000.00	15,553,511.40	
320B00	イタリア国債 4.5% 20200201	13,200,000.00	13,768,788.00	
320C00	イタリア国債 4.25% 20200301	15,000,000.00	15,352,155.00	

320D00	アイルランド国債 4.5% 20200418	6,700,000.00	6,280,298.60	
320D01	スペイン国債 4% 20200430	5,600,000.00	5,345,939.20	
320D02	フランス国債 3.5% 20200425	12,100,000.00	12,649,836.10	
320D03	フィンランド国債 3.375% 20200415	3,050,000.00	3,191,111.30	
320F00	ポルトガル国債 4.8% 20200615	2,200,000.00	2,136,488.20	
320G00	オーストリア国債 3.9% 20200715	7,500,000.00	8,042,580.00	
320G01	オランダ国債 3.5% 20200715	6,300,000.00	6,659,572.50	
320G02	ドイツ国債 3% 20200704	8,500,000.00	8,773,972.00	
320I00	ベルギー国債 3.75% 20200928	5,100,000.00	5,319,147.00	
320I01	イタリア国債 4% 20200901	8,500,000.00	8,529,010.50	
320J00	アイルランド国債 5% 20201018	3,300,000.00	3,215,219.70	
321D00	ポルトガル国債 3.85% 20210415	4,250,000.00	3,725,507.50	
321D01	フランス国債 3.75% 20210425	17,000,000.00	18,055,564.00	
321H00	イタリア国債 3.75% 20210801	17,000,000.00	16,702,330.00	
321I00	オーストリア国債 3.5% 20210915	7,000,000.00	7,202,244.00	
322C00	ベルギー国債 4% 20220328	7,100,000.00	7,530,366.50	
323A00	オランダ国債 7.5% 20230115	2,400,000.00	3,527,599.20	
323A01	オランダ国債 3.75% 20230115	5,600,000.00	6,022,564.80	
323D00	フランス国債 8.5% 20230425	7,000,000.00	10,873,751.00	
323H00	イタリア国債 4.75% 20230801	11,450,000.00	11,991,871.25	
323I00	フランス国債 4.25% 20231025	12,500,000.00	13,838,462.50	
323J00	ポルトガル国債 4.95% 20231025	4,200,000.00	3,979,962.00	
323K00	イタリア国債 9% 20231101	8,210,000.00	11,979,120.69	
324A00	ドイツ国債 6.25% 20240104	7,000,000.00	9,617,139.00	
324A01	スペイン国債 4.8% 20240131	8,300,000.00	8,226,545.00	
325C00	イタリア国債 5% 20250301	9,100,000.00	9,568,932.10	
325C01	アイルランド国債 5.4% 20250313	5,500,000.00	5,292,094.50	
325G00	フィンランド国債 4% 20250704	3,050,000.00	3,336,980.60	
325G01	スペイン国債 4.65% 20250730	3,200,000.00	3,075,974.40	
325J00	フランス国債 6% 20251025	8,400,000.00	11,061,682.80	
326C00	オーストリア国債 4.85% 20260315	3,900,000.00	4,535,668.80	
326K00	イタリア国債 7.25% 20261101	7,000,000.00	8,975,855.00	
327070	ドイツ国債 6.5% 20270704	7,500,000.00	10,789,320.00	
327G00	オーストリア国債 6.25% 20270715	4,400,000.00	5,903,260.00	
327K00	イタリア国債 6.5% 20271101	14,000,000.00	16,722,398.00	
328010	ドイツ国債 5.625% 20280104	10,000,000.00	13,227,080.00	
328070	ドイツ国債 4.75% 20280704	7,400,000.00	8,953,060.20	
328A00	オランダ国債 5.5% 20280115	6,400,000.00	8,305,676.80	
328C00	ベルギー国債 5.5% 20280328	8,100,000.00	9,930,608.10	
329A00	スペイン国債 6% 20290131	11,850,000.00	12,961,411.50	
329K00	イタリア国債 5.25% 20291101	16,500,000.00	17,396,692.50	
330A00	ドイツ国債 6.25% 20300104	6,650,000.00	9,528,492.40	
331A00	ドイツ国債 5.5% 20310104	10,200,000.00	13,544,192.40	
331E00	イタリア国債 6% 20310501	19,600,000.00	22,240,453.20	
332G00	スペイン国債 5.75% 20320730	9,000,000.00	9,557,370.00	
332J00	フランス国債 5.75% 20321025	13,000,000.00	17,411,914.00	
333B00	イタリア国債 5.75% 20330201	7,600,000.00	8,392,383.60	
334G00	ドイツ国債 4.75% 20340704	11,000,000.00	13,662,418.00	
334H00	イタリア国債 5% 20340801	11,800,000.00	12,008,576.80	
335C00	ベルギー国債 5% 20350328	8,750,000.00	10,309,521.25	
335D00	フランス国債 4.75% 20350425	11,600,000.00	13,850,608.80	
337A00	スペイン国債 4.2% 20370131	10,200,000.00	8,584,116.00	
337A01	オランダ国債 4% 20370115	7,200,000.00	8,028,331.20	
337A02	ドイツ国債 4% 20370104	13,500,000.00	15,195,978.00	
337B00	イタリア国債 4% 20370201	14,000,000.00	12,385,450.00	
337C00	オーストリア国債 4.15% 20370315	4,600,000.00	4,922,575.00	
337D00	ポルトガル国債 4.1% 20370415	4,700,000.00	3,684,659.00	
338J00	フランス国債 4% 20381025	13,000,000.00	14,027,520.00	

	339G00	ドイツ国債 4.25% 20390704	9,150,000.00	10,798,162.05	
	339H00	イタリア国債 5% 20390801	12,700,000.00	12,969,443.20	
	340G00	スペイン国債 4.9% 20400730	8,500,000.00	7,949,880.00	
	340G01	ドイツ国債 4.75% 20400704	7,200,000.00	9,179,762.40	
	340I01	イタリア国債 5% 20400901	6,400,000.00	6,494,726.40	
	341C00	ベルギー国債 4.25% 20410328	2,500,000.00	2,604,550.00	
	341D00	フランス国債 4.5% 20410425	7,000,000.00	8,182,930.00	
	341G00	スペイン国債 4.7% 20410730	2,800,000.00	2,501,408.00	
	342A00	オランダ国債 3.75% 20420115	3,300,000.00	3,531,260.70	
	355D00	フランス国債 4% 20550425	10,700,000.00	11,717,869.60	
	360D00	フランス国債 4% 20600425	2,600,000.00	2,857,277.80	
	N00238	フランス国債 5% 20111025	10,000,000.00	10,550,070.00	
国債証券 計			2,217,130,000.00	2,391,978,423.92	
ユーロ 計			2,217,130,000.00	2,391,978,423.92	
(邦貨換算額)			(248,895,013,800)	(268,523,497,869)	

(単位：円)

総合計	(578,765,352,400)	(622,121,929,654)	
	578,765,352,400	622,121,929,654	

(注) 総合計の()内の金額は外貨建債券の邦貨換算額合計であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカドル	国債証券 175銘柄	100.0	41.4
カナダドル	国債証券 30銘柄	100.0	2.9
オーストラリアドル	国債証券 11銘柄	100.0	0.8
イギリスポンド	国債証券 34銘柄	100.0	7.6
スイスフラン	国債証券 7銘柄	100.0	0.5
スウェーデンクローナ	国債証券 8銘柄	100.0	0.6
シンガポールドル	国債証券 17銘柄	100.0	0.4
マレーシアリンギット	国債証券 17銘柄	100.0	0.6
デンマーククローネ	国債証券 8銘柄	100.0	0.9
ノルウェークローネ	国債証券 4銘柄	100.0	0.3
ポーランドズロチ	国債証券 10銘柄	100.0	0.8
ユーロ	国債証券 242銘柄	100.0	43.2

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２．「日本株式インデックス２２５マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本株式インデックス２２５マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成22年1月12日現在	平成22年7月12日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		634,865,568	885,864,203
株式		207,614,633,040	169,776,108,000
派生商品評価勘定		56,849,593	6,871,483
未収配当金		238,154,000	139,361,500
流動資産合計		208,544,502,201	170,808,205,186
資産合計		208,544,502,201	170,808,205,186
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	86,443
前受金		50,580,000	9,440,000
未払金		-	229,170,200
流動負債合計		50,580,000	238,696,643
負債合計		50,580,000	238,696,643
純資産の部			
元本等			
元本		233,590,550,710	215,846,888,641
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△25,096,628,509	△45,277,380,098
元本等合計		208,493,922,201	170,569,508,543
純資産合計		208,493,922,201	170,569,508,543
負債純資産合計		208,544,502,201	170,808,205,186

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間 自 平成21年7月11日 至 平成22年1月12日	自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左

(貸借対照表に関する注記)

平成22年1月12日現在		平成22年7月12日現在	
1. 期首	平成21年7月11日	1. 期首	平成22年1月13日
期首元本額	246,989,322,024 円	期首元本額	233,590,550,710 円
期首からの追加設定元本額	3,312,319,698 円	期首からの追加設定元本額	2,457,462,655 円
期首からの解約元本額	16,711,091,012 円	期首からの解約元本額	20,201,124,724 円
平成22年1月12日現在の元本の内訳 ※		平成22年7月12日現在の元本の内訳 ※	
財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	233,589,243,379 円	財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	215,843,411,292 円
財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型	1,307,331 円	財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型	3,477,349 円
(合計)	233,590,550,710 円	(合計)	215,846,888,641 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	233,590,550,710 口	2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	215,846,888,641 口
3. 元本の欠損		3. 元本の欠損	
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,096,628,509円であります。		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は45,277,380,098円であります。	
4. 担保資産		4. 担保資産	
デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次の通りであります。		デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次の通りであります。	
株式	1,284,000,000 円	株式	1,005,600,000 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

	自 平成22年1月13日 至 平成22年7月12日
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり ません。
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似している ため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項についての 補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない 場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算 定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件 等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

対象期間 (自 平成 21 年 7 月 11 日 至 平成 22 年 1 月 12 日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	207,614,633,040	9,953,317,300
合計	207,614,633,040	9,953,317,300

対象期間 (自 平成 22 年 1 月 13 日 至 平成 22 年 7 月 12 日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△14,225,474,829
合計	△14,225,474,829

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンド
の期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

	自 平成21年7月11日 至 平成22年1月12日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、および金利先渡取引であります。
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。

II 取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(単位：円)

区分	種 類	平成22年1月12日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	825,030,000	-	882,090,000	57,060,000
合計		825,030,000	-	882,090,000	57,060,000

(単位：円)

区分	種 類	平成22年7月12日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	785,700,000	-	792,650,000	6,950,000
合計		785,700,000	-	792,650,000	6,950,000

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成22年1月12日現在		平成22年7月12日現在	
1口当たり純資産額	0.8926 円	1口当たり純資産額	0.7902 円
(1万口当たり純資産額)	(8,926 円)	(1万口当たり純資産額)	(7,902 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：株、円)

	銘 柄	株 数	評価額		備 考
			単価	金額	
1332	日本水産	720,000	297	213,840,000	
1334	マルハニチロホールディングス	720,000	139	100,080,000	
1605	国際石油開発帝石	720	437,500	315,000,000	
1721	コムシスホールディングス	720,000	797	573,840,000	
1801	大成建設	720,000	186	133,920,000	
1802	大林組	720,000	361	259,920,000	
1803	清水建設	720,000	320	230,400,000	
1812	鹿島	720,000	209	150,480,000	
1925	大和ハウス工業	720,000	819	589,680,000	
1928	積水ハウス	720,000	771	555,120,000	
1963	日揮	720,000	1,479	1,064,880,000	
2002	日清製粉グループ本社	720,000	1,024	737,280,000	
2269	明治ホールディングス	72,000	3,730	268,560,000	
2282	日本ハム	720,000	1,146	825,120,000	
2501	サッポロホールディングス	720,000	391	281,520,000	
2502	アサヒビール	720,000	1,501	1,080,720,000	
2503	キリンホールディングス	720,000	1,123	808,560,000	
2531	宝ホールディングス	720,000	459	330,480,000	
2768	双日	72,000	144	10,368,000	
2801	キッコーマン	720,000	924	665,280,000	
2802	味の素	720,000	806	580,320,000	
2871	ニチレイ	720,000	378	272,160,000	
2914	J T	3,600	277,900	1,000,440,000	
3086	J.フロント リテイリング	720,000	431	310,320,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	720,000	867	624,240,000	
3101	東洋紡	720,000	152	109,440,000	
3103	ユニチカ	720,000	76	54,720,000	
3105	日清紡ホールディングス	720,000	891	641,520,000	
3110	日東紡	720,000	191	137,520,000	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	720,000	2,051	1,476,720,000	
3401	帝人	720,000	271	195,120,000	
3402	東レ	720,000	433	311,760,000	
3404	三菱レイヨン	720,000	339	244,080,000	
3405	クラレ	720,000	1,089	784,080,000	
3407	旭化成	720,000	465	334,800,000	
3436	SUMCO	72,000	1,590	114,480,000	
3861	王子製紙	720,000	426	306,720,000	
3864	三菱製紙	720,000	102	73,440,000	
3865	北越紀州製紙	720,000	440	316,800,000	
3893	日本製紙グループ本社	72,000	2,387	171,864,000	
4004	昭和電工	720,000	171	123,120,000	
4005	住友化学	720,000	372	267,840,000	
4021	日産化学工業	720,000	1,035	745,200,000	
4041	日本曹達	720,000	309	222,480,000	
4042	東ソー	720,000	242	174,240,000	
4061	電気化学工業	720,000	442	318,240,000	
4063	信越化学工業	720,000	4,205	3,027,600,000	
4151	協和発酵キリン	720,000	861	619,920,000	
4183	三井化学	720,000	258	185,760,000	

4188	三菱ケミカルホールディングス	360,000	429	154,440,000	
4208	宇部興産	720,000	215	154,800,000	
4272	日本化薬	720,000	809	582,480,000	
4324	電通	720,000	2,346	1,689,120,000	
4452	花王	720,000	2,076	1,494,720,000	
4502	武田薬品工業	720,000	3,975	2,862,000,000	
4503	アステラス製薬	720,000	2,947	2,121,840,000	
4506	大日本住友製薬	720,000	655	471,600,000	
4507	塩野義製薬	720,000	1,793	1,290,960,000	
4519	中外製薬	720,000	1,572	1,131,840,000	
4523	エーザイ	720,000	2,907	2,093,040,000	
4543	テルモ	720,000	4,455	3,207,600,000	
4568	第一三共	720,000	1,597	1,149,840,000	
4689	ヤフー	2,880	34,850	100,368,000	
4704	トレンドマイクロ	720,000	2,463	1,773,360,000	
4901	富士フイルムホールディングス	720,000	2,706	1,948,320,000	
4902	コニカミノルタホールディングス	720,000	911	655,920,000	
4911	資生堂	720,000	1,927	1,387,440,000	
5002	昭和シェル石油	720,000	655	471,600,000	
5020	J Xホールディングス	720,000	489	352,080,000	
5101	横浜ゴム	720,000	438	315,360,000	
5108	ブリヂストン	720,000	1,497	1,077,840,000	
5201	旭硝子	720,000	852	613,440,000	
5202	日本板硝子	720,000	224	161,280,000	
5232	住友大阪セメント	720,000	166	119,520,000	
5233	太平洋セメント	720,000	121	87,120,000	
5301	東海カーボン	720,000	440	316,800,000	
5332	T O T O	720,000	582	419,040,000	
5333	日本ガイシ	720,000	1,429	1,028,880,000	
5401	新日本製鐵	720,000	308	221,760,000	
5405	住友金属工業	720,000	212	152,640,000	
5406	神戸製鋼所	720,000	182	131,040,000	
5407	日新製鋼	720,000	150	108,000,000	
5411	J F Eホールディングス	72,000	2,770	199,440,000	
5541	大平洋金属	720,000	620	446,400,000	
5631	日本製鋼所	720,000	837	602,640,000	
5701	日本軽金属	720,000	120	86,400,000	
5706	三井金属	720,000	238	171,360,000	
5707	東邦亜鉛	720,000	323	232,560,000	
5711	三菱マテリアル	720,000	243	174,960,000	
5713	住友金属鉱山	720,000	1,121	807,120,000	
5714	D O W Aホールディングス	720,000	435	313,200,000	
5715	古河機械金属	720,000	93	66,960,000	
5801	古河電気工業	720,000	398	286,560,000	
5802	住友電気工業	720,000	1,028	740,160,000	
5803	フジクラ	720,000	380	273,600,000	
5901	東洋製罐	720,000	1,362	980,640,000	
6103	オークマ	720,000	556	400,320,000	
6301	コマツ	720,000	1,726	1,242,720,000	
6302	住友重機械工業	720,000	542	390,240,000	
6305	日立建機	720,000	1,735	1,249,200,000	
6326	クボタ	720,000	695	500,400,000	
6361	荏原	720,000	367	264,240,000	
6366	千代田化工建設	720,000	692	498,240,000	
6367	ダイキン工業	720,000	3,030	2,181,600,000	
6471	日本精工	720,000	619	445,680,000	
6472	N T N	720,000	374	269,280,000	
6473	ジェイテクト	720,000	841	605,520,000	

6479	ミネベア	720,000	496	357,120,000	
6501	日立製作所	720,000	349	251,280,000	
6502	東芝	720,000	453	326,160,000	
6503	三菱電機	720,000	737	530,640,000	
6504	富士電機ホールディングス	720,000	254	182,880,000	
6508	明電舎	720,000	301	216,720,000	
6674	ジーエス・ユアサ コーポレーション	720,000	573	412,560,000	
6701	N E C	720,000	237	170,640,000	
6702	富士通	720,000	572	411,840,000	
6703	O K I	720,000	76	54,720,000	
6752	パナソニック	720,000	1,191	857,520,000	
6753	シャープ	720,000	976	702,720,000	
6758	ソニー	720,000	2,532	1,823,040,000	
6762	T D K	720,000	5,040	3,628,800,000	
6764	三洋電機	720,000	113	81,360,000	
6767	ミツミ電機	720,000	1,537	1,106,640,000	
6770	アルプス電気	720,000	750	540,000,000	
6773	バイオニア	720,000	313	225,360,000	
6796	クラリオン	720,000	176	126,720,000	
6841	横河電機	720,000	561	403,920,000	
6857	アドバンテスト	1,440,000	1,903	2,740,320,000	
6902	デンソー	720,000	2,624	1,889,280,000	
6952	カシオ計算機	720,000	582	419,040,000	
6954	ファナック	720,000	10,620	7,646,400,000	
6971	京セラ	720,000	7,400	5,328,000,000	
6976	太陽誘電	720,000	1,149	827,280,000	
6991	パナソニック 電工	720,000	914	658,080,000	
7003	三井造船	720,000	194	139,680,000	
7004	日立造船	720,000	122	87,840,000	
7011	三菱重工業	720,000	317	228,240,000	
7012	川崎重工業	720,000	215	154,800,000	
7013	I H I	720,000	154	110,880,000	
7201	日産自動車	720,000	655	471,600,000	
7202	いすゞ自動車	720,000	269	193,680,000	
7203	トヨタ自動車	720,000	3,120	2,246,400,000	
7205	日野自動車	720,000	430	309,600,000	
7211	三菱自動車	720,000	117	84,240,000	
7261	マツダ	720,000	213	153,360,000	
7267	ホンダ	1,440,000	2,687	3,869,280,000	
7269	スズキ	720,000	1,843	1,326,960,000	
7270	富士重工業	720,000	489	352,080,000	
7731	ニコン	720,000	1,622	1,167,840,000	
7733	オリンパス	720,000	2,304	1,658,880,000	
7751	キヤノン	1,080,000	3,450	3,726,000,000	
7752	リコー	720,000	1,200	864,000,000	
7762	シチズンホールディングス	720,000	549	395,280,000	
7911	凸版印刷	720,000	737	530,640,000	
7912	大日本印刷	720,000	1,055	759,600,000	
7951	ヤマハ	720,000	938	675,360,000	
8001	伊藤忠商事	720,000	716	515,520,000	
8002	丸紅	720,000	464	334,080,000	
8015	豊田通商	720,000	1,297	933,840,000	
8031	三井物産	720,000	1,153	830,160,000	
8035	東京エレクトロン	720,000	4,830	3,477,600,000	
8053	住友商事	720,000	944	679,680,000	
8058	三菱商事	720,000	1,972	1,419,840,000	
8233	高島屋	720,000	721	519,120,000	
8252	丸井グループ	720,000	639	460,080,000	

8253	クレディセゾン	720,000	1,028	740,160,000	
8267	イオン	720,000	939	676,080,000	
8270	ユニー	720,000	677	487,440,000	
8303	新生銀行	720,000	70	50,400,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	720,000	417	300,240,000	
8308	りそなホールディングス	72,000	1,051	75,672,000	
8309	中央三井トラスト・ホールディングス	720,000	323	232,560,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	72,000	2,562	184,464,000	
8331	千葉銀行	720,000	545	392,400,000	
8332	横浜銀行	720,000	418	300,960,000	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	720,000	373	268,560,000	
8355	静岡銀行	720,000	759	546,480,000	
8403	住友信託銀行	720,000	473	340,560,000	
8404	みずほ信託銀行	720,000	76	54,720,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	720,000	138	99,360,000	
8601	大和証券グループ本社	720,000	397	285,840,000	
8604	野村ホールディングス	720,000	498	358,560,000	
8606	みずほ証券	720,000	207	149,040,000	
8628	松井証券	720,000	552	397,440,000	
8630	NKSJホールディングス	720,000	561	403,920,000	
8725	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	216,000	1,892	408,672,000	
8766	東京海上ホールディングス	360,000	2,425	873,000,000	
8795	T&Dホールディングス	72,000	1,969	141,768,000	
8801	三井不動産	720,000	1,331	958,320,000	
8802	三菱地所	720,000	1,276	918,720,000	
8803	平和不動産	720,000	208	149,760,000	
8815	東急不動産	720,000	315	226,800,000	
8830	住友不動産	720,000	1,549	1,115,280,000	
9001	東武鉄道	720,000	501	360,720,000	
9005	東京急行電鉄	720,000	377	271,440,000	
9007	小田急電鉄	720,000	782	563,040,000	
9008	京王電鉄	720,000	590	424,800,000	
9009	京成電鉄	720,000	553	398,160,000	
9020	東日本旅客鉄道	72,000	5,990	431,280,000	
9021	西日本旅客鉄道	720	323,500	232,920,000	
9022	東海旅客鉄道	720	738,000	531,360,000	
9062	日本通運	720,000	384	276,480,000	
9064	ヤマトホールディングス	720,000	1,145	824,400,000	
9101	日本郵船	720,000	333	239,760,000	
9104	商船三井	720,000	589	424,080,000	
9107	川崎汽船	720,000	368	264,960,000	
9202	全日本空輸	720,000	285	205,200,000	
9301	三菱倉庫	720,000	983	707,760,000	
9412	スカパーJ S A Tホールディングス	720	30,450	21,924,000	
9432	日本電信電話	72,000	3,725	268,200,000	
9433	KDDI	7,200	435,500	3,135,600,000	
9437	N T T ドコモ	720	139,500	100,440,000	
9501	東京電力	72,000	2,413	173,736,000	
9502	中部電力	72,000	2,203	158,616,000	
9503	関西電力	72,000	2,122	152,784,000	
9531	東京ガス	720,000	393	282,960,000	
9532	大阪ガス	720,000	318	228,960,000	
9602	東宝	72,000	1,511	108,792,000	
9613	N T T データ	7,200	322,500	2,322,000,000	
9681	東京ドーム	720,000	235	169,200,000	
9735	セコム	720,000	4,120	2,966,400,000	
9737	C S Kホールディングス	720,000	365	262,800,000	

9766	コナミ	720,000	1,378	992,160,000	
9983	ファーストリテイリング	720,000	12,570	9,050,400,000	代用有価証券 80,000株
9984	ソフトバンク	2,160,000	2,443	5,276,880,000	
合計		148,488,480		169,776,108,000	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成22年7月30日現在です。

【純資産額計算書】

I	資産総額	705,557,946,774	円
II	負債総額	893,818,038	円
III	純資産総額（I－II）	704,664,128,736	円
IV	発行済数量	1,114,876,114,794	口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.6321	円

（参考）海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド

純資産額計算書

I	資産総額	626,893,610,176	円
II	負債総額	225,768,632	円
III	純資産総額（I－II）	626,667,841,544	円
IV	発行済数量	425,707,488,007	口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.4721	円

（参考）日本株式インデックス225マザーファンド

純資産額計算書

I	資産総額	170,403,872,046	円
II	負債総額	18,765,084	円
III	純資産総額（I－II）	170,385,106,962	円
IV	発行済数量	215,846,979,870	口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.7894	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成22年8月末現在	資本金	17,363,045,900 円
	発行可能株式総数	220,000,000 株
	発行済株式総数	197,012,500 株

●過去5年間ににおける主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400 円（16,174,272,500 円）
平成19年4月13日	16,287,728,400 円（16,223,228,400 円）
平成20年6月23日	16,403,045,900 円（16,287,728,400 円）
平成21年10月1日	17,363,045,900 円（16,403,045,900 円）

(2) 会社の意思決定機関

・株主総会

取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などを行いません。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成22年8月末現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成 22 年 8 月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	389	61,951
株式投資信託	316	50,085
単位型	41	913
追加型	275	49,172
公社債投資信託	73	11,866
単位型	56	865
追加型	17	11,000
投資法人合計	1	35

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、あらた監査法人による監査報告書に基づいて当社が作成した謄本であり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、あらた監査法人による監査報告書に基づいて当社が作成した謄本であり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第50期 (平成21年 3 月 31 日)		第51期 (平成22年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		27,759 ※3		23,445
前払費用		393		359
未収入金		3,869		2
未収委託者報酬		5,506		6,451
未収収益	※3	582 ※3		592
立替金		222		177
繰延税金資産		862		1,644
その他	※2	30 ※2		30
流動資産合計		39,226		32,703
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	313 ※1		134
器具備品	※1	346 ※1		215
有形固定資産合計		660		350
無形固定資産				
ソフトウェア		73		52
電話加入権等		21		—
無形固定資産合計		94		52
投資その他の資産				
投資有価証券		1,243		11,021
関係会社株式		7,719		8,659
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		1,037		1,042
繰延税金資産		1,218		1,031
その他		0		—
子会社投資損失引当金		△576		△576
投資その他の資産合計		10,702		21,239
固定資産合計		11,458		21,642
資産合計		50,684		54,345

(単位：百万円)

	第50期 (平成21年 3 月 31 日)	第51期 (平成22年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	181	645
未払金	2,811	3,478
未払収益分配金	7	8
未払償還金	187	194
未払手数料	2,391 ※3	2,872
その他未払金	225	402
未払費用 ※3	3,701 ※3	3,804
未払法人税等	—	404
未払消費税等	—	129
賞与引当金	1,821	2,015
特別賞与引当金	—	1,204
役員賞与引当金	191	235
役員特別賞与引当金	—	106
その他	16	5
流動負債合計	8,723	12,028
固定負債		
退職給付引当金	612	743
その他	102	102
固定負債合計	714	846
負債合計	9,438	12,875
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,403	17,363
資本剰余金		
資本準備金	4,272	5,220
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	4,277	5,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	20,593	18,814
利益剰余金合計	20,593	18,814
自己株式	—	△53
株主資本合計	41,273	41,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△26	121
評価・換算差額等合計	△26	121
純資産合計	41,246	41,470
負債純資産合計	50,684	54,345

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
営業収益		
委託者報酬	56,567	49,510
その他営業収益	2,962	2,788
営業収益計	59,529	52,298
営業費用		
支払手数料	27,877	24,262
広告宣伝費	1,298	878
公告費	17	11
調査費	12,861	11,406
調査費	854	699
委託調査費	11,990	10,689
図書費	15	17
委託計算費	491	450
営業雑経費	714	585
通信費	190	167
印刷費	340	310
協会費	49	42
諸会費	7	6
その他	126	58
営業費用計	43,260	37,594
一般管理費		
給料	7,124	6,920
役員報酬	228	239
役員賞与引当金繰入額	191	235
給料・手当	4,879	4,343
賞与	4	86
賞与引当金繰入額	1,821	2,015
交際費	79	76
寄付金	33	55
旅費交通費	264	253
租税公課	255	225
不動産賃借料	921	921
退職給付費用	336	315
退職金	14	5
固定資産減価償却費	801	358
諸経費	2,992	2,710
一般管理費計	12,824	11,842
営業利益	3,444	2,862

(単位：百万円)

	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金 ※ 1	710	※ 1 714
有価証券売却益	160	—
有価証券償還益	73	13
時効成立分配金・償還金	106	23
その他	122	123
営業外収益計	1,176	876
営業外費用		
支払利息	15	9
有価証券売却損	51	—
有価証券償還損	200	—
時効成立後支払分配金・償還金	129	56
支払源泉所得税	—	71
為替差損	—	53
弁護士報酬等	37	37
その他	2	111
営業外費用計	438	340
経常利益	4,182	3,397
特別利益		
投資有価証券売却益	38	84
特別利益計	38	84
特別損失		
投資有価証券売却損	226	12
投資有価証券評価損	569	—
関係会社株式評価損	454	—
固定資産処分損	0	7
特別賞与引当金繰入額	—	3,742
役員特別賞与引当金繰入額	—	355
割増退職金	433	29
その他	—	246
特別損失計	1,685	4,393
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	2,535	△911
法人税、住民税及び事業税	273	482
法人税等調整額	568	△697
法人税等合計	842	△214
当期純利益又は当期純損失(△)	1,693	△696

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,287	16,403
当期変動額		
新株の発行	115	960
当期変動額合計	115	960
当期末残高	16,403	17,363
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,157	4,272
当期変動額		
新株の発行	115	948
当期変動額合計	115	948
当期末残高	4,272	5,220
その他資本剰余金		
前期末残高	4	4
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4	4
資本剰余金合計		
前期末残高	4,161	4,277
当期変動額		
新株の発行	115	948
当期変動額合計	115	948
当期末残高	4,277	5,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	21,660	20,593
当期変動額		
剰余金の配当	△2,760	△1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	△696
当期変動額合計	△1,067	△1,779
当期末残高	20,593	18,814
利益剰余金合計		
前期末残高	21,660	20,593
当期変動額		
剰余金の配当	△2,760	△1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	△696
当期変動額合計	△1,067	△1,779
当期末残高	20,593	18,814

(単位：百万円)

	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第51期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
自己株式		
前期末残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	—	△223
自己株式の処分	—	170
当期変動額合計	—	△53
当期末残高	—	△53
株主資本合計		
前期末残高	42,109	41,273
当期変動額		
新株の発行	230	1,908
剰余金の配当	△2,760	△1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	△696
自己株式の取得	—	△223
自己株式の処分	—	170
当期変動額合計	△836	75
当期末残高	41,273	41,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	99	△26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△126	148
当期変動額合計	△126	148
当期末残高	△26	121
評価・換算差額等合計		
前期末残高	99	△26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△126	148
当期変動額合計	△126	148
当期末残高	△26	121
純資産合計		
前期末残高	42,208	41,246
当期変動額		
新株の発行	230	1,908
剰余金の配当	△2,760	△1,082
当期純利益又は当期純損失	1,693	△696
自己株式の取得	—	△223
自己株式の処分	—	170
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△126	148
当期変動額合計	△962	224
当期末残高	41,246	41,470

重要な会計方針

	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通り であります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分) については、社内における利用可能 期間(5年)に基づく定額法によっ ております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充 てるため、支払見込額に基づき当事 業年度の負担額を計上してありま す。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上してあります。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、 当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき計上 してあります。 数理計算上の差異は、各事業年度 の発生時における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数(10年)按 分した額をそれぞれ発生の翌事業年 度から費用処理することとしてあり ます。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左

	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 — —	(4) 子会社投資損失引当金 同左 (5) 特別賞与引当金 従業員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 (6) 役員特別賞与引当金 役員に支給する特別賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—	(「退職給付に係る会計基準」の一部改正) 当事業年度より、『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3) (企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。これにより退職給付債務の差額が26百万円(増加)発生しておりますが、翌事業年度から費用処理されるため当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第50期 (平成21年3月31日)	第51期 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 704百万円 器具備品 424百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 未収収益 28百万円 (流動負債) 未払費用 272百万円 ※4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務64百万円に対して保証を行っております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 905百万円 器具備品 502百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、N C T信託銀行株式会社に信託しております。なお、日興シティ信託銀行株式会社は平成22年3月1日付でN C T信託銀行株式会社に社名変更を行っております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 10,095百万円 未収収益 33百万円 (流動負債) 未払手数料 4百万円 未払費用 256百万円 ※4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務32百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務240百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 703百万円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 712百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第50期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	184,047,500	965,000	—	185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出 会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	—	670,000	5,330,000	—
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,140,000	—	300,000	2,840,000	—
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,470,000	—	150,000	1,320,000	—
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	—	530,000	3,610,000	—
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	—	—	30,000	—
合計			26,780,000	—	1,650,000	25,130,000	—

(注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

第51期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	185,012,500	12,000,000	—	197,012,500

(注) 平成21年10月1日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権を行使した住友信託銀行株式会社に対し、12,000,000株の普通株式を発行いたしました。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	—	357,000	272,000	85,000

(注) 自己株式の増加及び減少は、自己株式の取得及び処分であります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出 会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	6,000,000	—	—
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	6,000,000	—	—
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	5,330,000	—	5,330,000	—	—
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	2,840,000	—	2,840,000	—	—
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,320,000	—	1,320,000	—	—
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	3,610,000	—	3,610,000	—	—
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	—	30,000	—	—
	平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	—	19,724,100	165,000	19,559,100	—
合計			25,130,000	19,724,100	25,295,000	19,559,100	—

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)の増加及び減少は、新株予約権の発行及び失効によるものであります。
- 4 平成21年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	305	1.55	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(リース取引関係)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1 オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		1 オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	906百万円	1年内	906百万円
1年超	942百万円	1年超	35百万円
合計	1,849百万円	合計	942百万円

(金融商品関係)

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注) 2を参照ください。）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	23,445	23,445	—
(2) 未収委託者報酬	6,451	6,451	—
(3) 未収収益	592	592	—
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	10,873	10,873	—
(5) 関係会社株式			
子会社株式	1,404	1,734	329
(6) 未払金	(3,478)	(3,478)	—
(7) 未払費用	(3,804)	(3,804)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらはほとんど短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額4,362百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,445	—	—	—
未収委託者報酬	6,451	—	—	—
未収収益	592	—	—	—
投資有価証券				
投資信託	—	9,907	354	448
合計	30,489	9,907	354	448

(有価証券関係)

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株 式	7	12	5
	そ の 他	273	299	25
	小 計	280	312	31
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	そ の 他	836	759	△ 76
	小 計	836	759	△ 76
合 計		1,117	1,072	△ 45

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度については、269百万円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
3,196	199	278

3 時価評価されていない有価証券
その他有価証券

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	121
その他 投資証券	50
合 計	171

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない投資証券につき、投資証券の実質価額の低下を考慮し、50百万円の減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	—	—	504	442
合 計	—	—	504	442

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社株式	500	499	△ 1
合 計	500	499	△ 1

(注) 当事業年度において、時価のある子会社株式につき、時価が著しく下落し回復する見込があると認められないため、404百万円の減損処理を行っております。

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社株式	1,404	1,734	329
合 計	1,404	1,734	329

(注) 子会社株式(貸借対照表計上額4,362百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株 式	21	7	14
	そ の 他	9,873	9,637	235
	小 計	9,894	9,644	250
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	そ の 他	979	1,024	△ 45
	小 計	979	1,024	△ 45
合 計		10,873	10,669	204

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 147百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	11	—	12
そ の 他	230	84	0
合 計	242	84	12

(持分法損益等)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,495 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,019	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,852 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,336

(退職給付関係)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																														
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバランスプラン型退職金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△1,429</td></tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td><td>676</td></tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務</td><td>△753</td></tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td><td>141</td></tr> <tr> <td>ホ 退職給付引当金残高</td><td>△612</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>107</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>30</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td><td>△5</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>34</td></tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>169</td></tr> <tr> <td>ヘ 退職給付費用合計</td><td>336</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table> 5 割増退職金に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 流動負債</td><td>16</td></tr> <tr> <td>ロ 割増退職金</td><td>433</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	△1,429	ロ 年金資産	676	ハ 未積立退職給付債務	△753	ニ 未認識数理計算上の差異	141	ホ 退職給付引当金残高	△612	イ 勤務費用	107	ロ 利息費用	30	ハ 期待運用収益	△5	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	34	ホ 確定拠出型企業年金への掛金	169	ヘ 退職給付費用合計	336	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	2.0%	ハ 期待運用収益率	0.7%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年	イ 流動負債	16	ロ 割増退職金	433	1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。なお当社は、当事業年度末に適格退職年金制度を終了しております。制度終了による影響額は、22百万円の損失で、内訳は退職給付債務と年金資産の消滅による利益3百万円及び数理計算上の未認識差異の一括償却による損失26百万円であります。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△838</td></tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>△838</td></tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>94</td></tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>△743</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>96</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>28</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td><td>△5</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>33</td></tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>162</td></tr> <tr> <td>ヘ 退職給付費用合計</td><td>315</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.7%</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	△838	ロ 未積立退職給付債務	△838	ハ 未認識数理計算上の差異	94	ニ 退職給付引当金残高	△743	イ 勤務費用	96	ロ 利息費用	28	ハ 期待運用収益	△5	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33	ホ 確定拠出型企業年金への掛金	162	ヘ 退職給付費用合計	315	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.7%	ハ 期待運用収益率	0.7%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ 退職給付債務	△1,429																																																														
ロ 年金資産	676																																																														
ハ 未積立退職給付債務	△753																																																														
ニ 未認識数理計算上の差異	141																																																														
ホ 退職給付引当金残高	△612																																																														
イ 勤務費用	107																																																														
ロ 利息費用	30																																																														
ハ 期待運用収益	△5																																																														
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	34																																																														
ホ 確定拠出型企業年金への掛金	169																																																														
ヘ 退職給付費用合計	336																																																														
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																														
ロ 割引率	2.0%																																																														
ハ 期待運用収益率	0.7%																																																														
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																														
イ 流動負債	16																																																														
ロ 割増退職金	433																																																														
イ 退職給付債務	△838																																																														
ロ 未積立退職給付債務	△838																																																														
ハ 未認識数理計算上の差異	94																																																														
ニ 退職給付引当金残高	△743																																																														
イ 勤務費用	96																																																														
ロ 利息費用	28																																																														
ハ 期待運用収益	△5																																																														
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33																																																														
ホ 確定拠出型企業年金への掛金	162																																																														
ヘ 退職給付費用合計	315																																																														
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																														
ロ 割引率	1.7%																																																														
ハ 期待運用収益率	0.7%																																																														
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																														

(ストックオプション等関係)

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 1, 270, 000株	普通株式 340, 000株
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年 4 月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年 4 月28日から 平成28年 4 月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1 名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 4, 250, 000株	普通株式 30, 000株
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年 7 月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年 3 月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年 7 月19日から 平成29年 7 月18日まで	平成22年 3 月19日から 平成30年 3 月18日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定前(株)		
期首	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
権利未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定前(株)		
期首	6,000,000	3,140,000
付与	0	0
失効	670,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	5,330,000	2,840,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前(株)		
期首	1, 140, 000	330, 000
付与	0	0
失効	120, 000	30, 000
権利確定	0	0
権利未確定残	1, 020, 000	300, 000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前(株)		
期首	4, 140, 000	30, 000
付与	0	0
失効	530, 000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	3, 610, 000	30, 000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100 株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15, 823 (分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15, 823 (分割後159)	17, 666 (分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19, 981 (分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	0	0

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を 100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1) (2) (3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1) 及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値 (DCF法による評価額と行使価格との差額) の見積りによっております。
- 4 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 169百万円

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注) 1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から 平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から 平成30年3月18日まで

	平成21年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注) 1	普通株式 19,724,100株
付与日	平成22年2月8日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定前(株)		
期首	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
権利未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	6,000,000	6,000,000
失効	0	0
権利未行使残	0	0

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定前(株)		
期首	5,330,000	2,840,000
付与	0	0
失効	5,330,000	2,840,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前(株)		
期首	1, 020, 000	300, 000
付与	0	0
失効	1, 020, 000	300, 000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前(株)		
期首	3, 610, 000	30, 000
付与	0	0
失効	3, 610, 000	30, 000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	0
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成21年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年2月8日
権利確定前(株)	
期首	0
付与	19,724,100
失効	165,000
権利確定	0
権利未確定残	19,559,100
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社へ譲渡され、同日にて同社による行使が行われております。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、当事業年度中に消却されております。

② 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15, 823 (分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15, 823 (分割後159)	17, 666 (分割後177)
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19, 981 (分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円)	450	同左
付与日における公正な評価単価(円) (注) 3	0	0

	平成21年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 2 月 8 日
権利行使価格(円)	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 4	0

(注) 1 当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

4 平成21年度ストックオプション(1)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

5 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 — 百万円

(税効果会計関係)

第50期 (平成21年3月31日)		第51期 (平成22年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 895 その他 182 <u>1,078</u> 繰延税金資産(固定) 投資有価証券等評価損 171 関係会社株式評価損 185 退職給付引当金超過額 249 子会社投資損失引当金 234 固定資産減価償却超過額 215 その他 162 <u>1,218</u> 繰延税金資産合計 2,297 繰延税金負債(流動) 事業税中間納付還付予定額 216 繰延税金負債合計 216 繰延税金資産の純額 <u>2,080</u>		
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 1,309 その他 334 <u>1,644</u> 繰延税金資産(固定) 投資有価証券等評価損 79 関係会社株式評価損 185 退職給付引当金超過額 302 子会社投資損失引当金 234 固定資産減価償却超過額 249 その他 64 <u>1,115</u> 繰延税金資産合計 2,759 繰延税金負債(流動) その他の有価証券評価差額金 83 繰延税金負債合計 83 繰延税金資産の純額 <u>2,676</u>		
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.6% 外国税額控除の影響額等 <u>△11.0%</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.2%		
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 △30.3% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 27.1% 海外子会社の留保利益の影響額等 <u>△13.9%</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 23.5%		

(関連当事者情報)

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払(注)1	13,541	未払手数料	1,406

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc. (ニューヨーク証券取引所等に上場)

日興シティホールディングス株式会社

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成20年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	6,747百万円
負債合計	1,977百万円
純資産合計	4,769百万円

営業収益	10,700百万円
税引前当期純利益	3,968百万円
当期純利益	3,255百万円

第51期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友信託 銀行株式 会社	大阪市 中央区	342,037	信託銀行業	(被所有) 直接 98.59	ストック オプション (新株 予約権)の 行使	ストック オプション (新株 予約権)の 行使	1,908	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 平成21年10月1日、当社は、当社取締役から取得した新株予約権（権利行使価格：1株当たり159円）を行使した住友信託銀行株式会社に対し12,000,000株の普通株式を発行しております。
- 2 議決権等の被所有割合は、自己株式（85,000株）を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)
同一の親会 社を持つ会 社	日興コー ディアル 証券株式 会社	東京都 千代田区	149,594	証券業	なし	投資信託 受益証券 の募集販 売	信託約款 に定める 受益者に 対する収 益分配金 及び償還 金の支払 委託に係 る代行手 数料の支 払 (注)1 (注)2	5,068

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。
- 2 平成21年10月1日に住友信託銀行株式会社が当社の親会社となり、日興コーディアル証券株式会社は当社の関連当事者ではなくなりました。上記の金額は、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの期間の取引金額であります。また、資本金又は出資金の金額は、平成21年9月30日の資本金額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成21年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,090百万円
負債合計	1,626百万円
純資産合計	8,464百万円

営業収益	10,606百万円
税引前当期純利益	4,405百万円
当期純利益	3,482百万円

(1株当たり情報)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	222円93銭	1株当たり純資産額	210円58銭
1株当たり当期純利益	9円16銭	1株当たり当期純損失	3円64銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当事業年度は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第50期 (平成21年3月31日)	第51期 (平成22年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	41,246	41,470
普通株式に係る純資産額（百万円）	41,246	41,470
差額の主な内訳（百万円）		
新株予約権	—	—
普通株式の発行済株式数（千株）	185,013	197,013
普通株式の自己株式数（千株）	—	85
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	185,013	196,928

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失

項目	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	1,693	△696
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	1,693	△696
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	184,790	190,975
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株 式の概要	平成16年度ストックオプ ション(1) 6,000,000株、 平成16年度ストックオプ ション(2) 6,000,000株、 平成16年度ストックオプ ション(3) 5,330,000株、 平成17年度ストックオプ ション2,840,000株、平成 18年度ストックオプショ ン1,320,000株、平成19 年度ストックオプション (1) 3,610,000株、平成 19年度ストックオプショ ン(2) 30,000株。	平成21年度ストックオプ ション(1) 19,559,100株

(重要な後発事象)

第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第51期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 投資有価証券の繰上償還 当社が投資有価証券として保有しているグローバル コレクション(隔月分配型)(121百万円 当事業年 度末現在)が平成21年5月14日に繰上償還されるこ とを、平成21年5月11日に金融庁に届出ております。	—

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<追加型証券投資信託 財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型>

運用の基本方針

約款第20条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、投資信託証券に投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長を目指します。

原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう、投資信託証券に投資を行ないます。

不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。）	……	25%±20%
債券	……	50%±40%
株式	……	25%±20%

投資信託証券への投資にあたっては、金融商品取引所に上場しており、かつ、時価総額が10億円以上の不動産投信（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等ならびに海外における同様の資産で金融商品取引法上の外国投資信託受益証券または外国投資証券に該当する外国不動産投信をいいます。以下同じ。）、別に定める投資信託証券および以下の証券投資信託の受益証券の中から、各資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向等を勘案し、投資を行ないます。

証券投資信託 海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド

証券投資信託 日本株式インデックス225マザーファンド

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

なお、別に定める投資信託証券については、定性評価、定量評価等を勘案して、適宜見直しを行ないます。この際、既に指定されていた投資信託証券が外れたり、新たに投資信託証券が指定される場合もあります。

また、外貨建ての投資信託証券に投資することがあります。

ファンドが実質的に保有する外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なう場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

- (1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (4) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。また、不動産投信については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (5) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (6) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第23条の範囲で行ないます。

収 益 分 配 方 針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金1億円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けま

す。

② 委託者は、受託者と合意の上、金2兆5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、

受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

- 第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

- 第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。

- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の手数は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

- ⑥ 証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融

機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑦ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第14条 （削 除）

（記名式の受益証券の再交付）

第15条 （削 除）

（毀損した場合等の再交付）

第16条 （削 除）

（受益証券の再交付の費用）

第17条 （削 除）

（投資の対象とする資産の種類）

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

- 1. 有価証券
- 2. 金銭債権
- 3. 約束手形

- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第19条 委託者は、信託金を、主として金融商品取引所に上場しており、かつ、時価総額が10億円以上の不動産投信（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等ならびに海外における同様の資産で金融商品取引法上の外国投資信託受益証券または外国投資証券に該当する外国不動産投信をいいます。以下同じ。）、別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 証券投資信託 海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド
2. 証券投資信託 日本株式インデックス 2 2 5 マザーファンド
3. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項の規定にかかわらず、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、不動産投信については、同一銘柄の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしないこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券の時価総額に当該投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、

信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第一計算期間は平成15年8月5日から平成15年11月10日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の95の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第42条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（受益証券の保護預り等）

第40条 （削 除）

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けられないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日および

その前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第43条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがうものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成15年8月5日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)別に定める投資信託証券

約款第19条および運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券をいいます。

該当なし

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

 **0120-25-1404**

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日を除きます。

